

四日市市配偶者等からの暴力（DV）防止基本計画  
平成25年度進捗状況報告書

平成26年11月  
四日市市

## 〔目次〕

はじめに	1
四日市市配偶者等からの暴力（DV）防止基本計画の体系図	2
1．事業の進捗状況と実施評価（自己評価）	4
基本目標    DVを許さない社会づくり	4
進捗状況調査表	6
基本目標    安心して相談できる体制づくり	10
進捗状況調査表	13
基本目標    被害者等の保護充実と加害者対策	17
進捗状況調査表	19
基本目標    被害者等の生活安定と自立支援	22
進捗状況調査表	24
2．審議会による評価	31

## はじめに

本市では、平成18年の四日市市男女共同参画推進条例施行後、平成22年3月に「男女共同参画プランよっかいち」を策定し、男女共同参画の推進に努めてきました。これまでの取り組みによって市民の意識改革は徐々に進んできましたが、近年は、配偶者等からの暴力(DV)に関する相談件数も増加傾向にあり、性別に基づく人権侵害について大きく認識されてきております。

本市ではこれまで、「男女共同参画プランよっかいち」に基づきDV防止や被害者の保護及び自立支援に努めてきましたが、それらの取り組みの一層の充実を図るため、平成24年度に四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画を策定しました。

今回は、計画実施の1年目である平成25年度の事業計画の実施状況について点検、評価を行ったものです。評価の仕方については、現状の「男女共同参画プランよっかいち」の評価方法と同様に、先ずそれぞれの事業担当所属で事業実施状況についての自己評価を行い、その結果と数値目標の進捗状況を併せて、男女共同参画審議会において4つの基本目標ごとの評価、及び総括評価をいただきました。

今後もDV防止や被害者の保護及び自立支援への取り組みを着実に進めていくために、今回の評価を真摯に受け止め、関係機関との連携を図りながら、施策を推進していきます。

## 四日市市配偶者等からの暴力（DV）防止基本計画の体系図

基本目標	重点課題	推進施策と主な関連事業
DVを許さない社会づくり	1 市民意識の広がり 【前期重点事項】	<ul style="list-style-type: none"> <li>* DV防止のための市民啓発</li> <li>* 相談窓口の周知</li> <li>* 男女共同参画の理念やジェンダー(注1)やDVについての正しい理解など男女共同参画意識の醸成</li> <li>* 情報を主体的に読み解き、活用する能力の向上</li> <li>* DVが子どもに与える影響についての理解促進</li> </ul>
	2 若年層へのDV予防・人権教育 【前期重点事項】	<ul style="list-style-type: none"> <li>* あらゆる暴力を許さない意識の啓発</li> <li>* デートDV(注2)について正しい理解の普及</li> <li>* 命の尊厳と妊娠・出産・避妊に関する権利と責任についての啓発</li> <li>* 自尊感情を育てる教育の推進</li> <li>* 青少年の健全育成を阻害する環境の改善</li> <li>* 保育士・教職員等に対する研修の充実</li> </ul>
安心して相談できる体制づくり	1 相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 早い段階で気軽に相談を受けられるような広報の工夫や相談窓口づくり</li> <li>* 相談体制の拡充</li> <li>* 専門家による相談の充実</li> <li>* ネットワーク会議への参画等、関係機関との連携の強化</li> <li>* 健康相談・情報提供の充実</li> </ul>
	2 外国人等情報が届きにくい人への相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 外国人、障害者、高齢者等への情報提供、相談体制の充実</li> <li>* 関係者への情報提供、連携強化</li> <li>* NPOやボランティアの育成や支援</li> </ul>
	3 相談員の資質向上と相談員に対する支援 【前期重点事項】	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 相談員に対する指導・助言の充実</li> <li>* 庁内・外の組織的な連携体制の強化</li> <li>* 研修の充実</li> </ul>
	4 苦情受付体制の周知・活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 苦情相談窓口の周知</li> <li>* 人権相談や国・県の相談窓口等の周知による、多元的な相談・苦情受付体制の周知</li> </ul>

基本目標	重点課題	推進施策と主な関連事業
被害者等の保護充 実と加害者対策	1 被害者の早期 発見  【前期重点事項】	* 関係者の研修と連携体制の充実 (医療関係者、警察、消防(救急) 民生委員・児童委員 等の地域住民、児童相談窓口、介護事業者、障害福祉 サービス事業者、病院や保健所等の保健関係者、保育 園・幼稚園・学校等の保育・教育関係者など)
	2 緊急時におけ る被害者の 安全確保	* 相談施設の安全管理 * 緊急時における一時避難場所の確保 * 被害者に対する心理的ケアの充実 * 関係機関との連携による迅速な支援(一時保護・施設入 所など)
	3 加害者対策	* 保護命令申立ての円滑実施 * DVの状況に応じた加害者向けプログラムの研究(プログ ラム開発・研修への要望、情報収集、NPO等実施団体 の育成・支援など)
被害者等の生活安 定と自立支援	1 生活安定と 自立促進	* 生活の場の確保 * 就労支援の充実 * 心理的支援の充実 * その他、自立生活に向けた必要な情報の収集と提供
	2 当事者の 子どもに 対する支援	* 保育・就学等の支援 * 継続的な心理的ケアの充実 * 養育についての継続的な支援
	3 情報提供・管 理の充実強化 と手続きの 一元化	* 被害者の負担を軽減し、迅速に手続きできる体制づくり * 住民基本台帳等の閲覧制限 * 被害者及び同伴する子どもに関する適切な情報管理
	4 長期に及ぶ 継続的な支援	* 継続的な支援の実施 * 庁内の職務関係者に対する研修と連携の強化 * 関係機関、専門的支援団体との連携

# 1. 事業の進捗状況と実施評価（自己評価）

## 基本目標 DVを許さない社会づくり

### (1)【目標指標】

項目	平成 23(2011)年度 《基準値・実績値》	平成 25(2013)年度 《実績値》	平成 26(2014)年度 《前期の目標値》
DV防止等女性の人権に関する事項の研修・広報回数	15回	20回	20回

指標の設定について:

市民が常にDVに関する情報に触れられる状態にするため、研修、広報を行った回数を指標として設定した。

### (2)【参考指標】

項目	平成 23(2011)年度 《基準値・実績値》	平成 25(2013)年度 《実績値》
DV相談窓口について「知っている」人の割合	27.9%	-
DV防止法について「法律の内容までよく知っている」「名前を聞いたことがあり、ある程度知っている」人の割合	48.0%	61.9%

実績評価:

平成 25 年度実績については、情報紙はもりあにて、DV防止法の改正や女性に対する暴力をなくす運動期間、相談窓口の案内など、DVに関する情報を 1 年間に10回掲載した。女性に対する暴力をなくす運動期間においては、商業施設にて、警察及び人権擁護委員と協力し、DV防止の街頭啓発を行い、また、市民や関係者向けにDV防止講演会を開催し、運動期間を含む1か月間、総合会館1階にてパネル展示を行った。

DV相談窓口の広報については、被害者の安全を確保するためにも、なるべく加害者側には知られず、被害者には情報を伝えられるように工夫をする必要がある。

【実績内訳】

情報紙はもりあ	: 10回掲載
広報よっかいち準特集	: 1回掲載
人権のひろば	: 1回掲載
F Mラジオ放送	: 1回放送
街頭啓発(DV相談啓発用品配布)	: 1回実施
展示パネルの設置	
女性に対する暴力をなくす運動期間	: 1回展示
人権フェスタ	: 1回展示
DV防止講演会	: 1回開催
女性のための自己尊重講座	: 1企画3講座開催

### (3)重点課題とプラン・施策の方向

#### 重点課題1 「市民意識の広がり」

人権尊重の観点からも、性別に起因する差別・偏見やDVをはじめとするあらゆる暴力を許さ

ない社会づくりに向け、関連するあらゆる機会をとらえて、世代・男女を問わず、DVについて、またジェンダーの視点や男女共同参画について分かりやすく伝えていきます。

#### 重点課題2 「若年層へのDV予防・人権教育」

保育園・幼稚園(認定こども園を含む)から高等教育機関まで、子どもにかかわるすべての場面で、発達・学習の段階にあわせた内容で、男女共同参画の理念やジェンダーについて学ぶとともに、あらゆる暴力を許さない意識の啓発を行っていきます。また、自分自身を大切に思う気持ち(自尊感情)を育むと同時に、命の尊厳と妊娠・出産・避妊に関して、主体的に考え、選択し、自己決定する権利と責任について学ぶことができる機会を拡大していきます。

### (4) 主な取り組み状況

#### 重点課題1 「市民意識の広がり」

男女共同参画課において、暴力の種類、あらゆる暴力は許されないこと、DV相談の窓口など、DVについての周知を目的に、情報紙の発行、各種イベント等でのパンフレットの配布、講演会の開催、パネル展示等を行った。平成25年度は、商業施設にて、警察及び人権擁護委員と協力しDV防止の街頭啓発を行った。

(コード1・2・3・4)

担当所属において、DVが子どもに与える影響を教育関係者及び保護者に向けて理解の促進を図った。(コード:5)

#### 重点課題2 「若年層へのDV予防・人権教育」

男女共同参画課において、人権・ジェンダーに敏感な視点を養うために、幼稚園8園、保育園12園、小学校7校にて出前講座を行い、2,194名が受講した。また、デートDVについての正しい理解を図るため、中学校3校、高校3校、大学2校へ出前講座を行い、1,773名が受講した。(コード:1・2・3)

担当所属において、子どもたちの自尊感情を育てることの必要性の理解促進と、心のノート等を活用した授業を実施した。(コード:4)

担当所属において、保育士・教職員等向けに、人権やジェンダー、デートDVについての研修を実施した。(コード:6)

### (5) 事業実施自己評価と今後の方針

別表「四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画における施策進捗状況調査表(基本目標 )」のとおり

四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画における施策進捗状況調査表

基本目標 DVを許さない社会づくり  
重点課題1 市民意識の広がり【前期重点事項】

「進捗状況」についての担当課による評価  
A 実施することができた B 概ね実施することができた  
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった  
平成26年度新規事業(予定)等で、事業実績がない場合は「-」。

コード	推進施策	実施事業	25年度			今後の課題・対策	26年度		26年度までの方針等	担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況		事業計画			
1	DV防止のための市民啓発	・DV防止講演会の実施 ・出前講座の実施 ・啓発パンフレットの作成、配布	・DV防止講座の実施 ・市民向け出前講座の実施 ・啓発パンフレットの作成、配布と人権フェスタでの展示	・DV防止講演会 1回 参加者数 34名 ・市民向け出前講座 4回 ・相談窓口案内カード 4,000部作成 ・人権フェスタ、はもりあフェスタ等に配布	A	・DV防止講演会への市民参加者数が少なかったため、今後市民参加者の拡大に努める	・DV防止講演会の実施 ・市民向け出前講座の実施 ・DV防止啓発冊子の作成、配布	・DV防止講演会への参加者の拡大に努める ・市民向け出前講座の利用促進を図る ・啓発ポスター、パンフレット等の配布先の拡大に努める	男女共同参画課	
2	相談窓口の周知	・市広報、ホームページ、情報誌はもりあ等での広報 ・パンフレット、相談機関カードの作成、配布 ・相談機関一覧、福祉のてびき、母子健康手帳別冊等への掲載	・市広報、情報誌「はもりあ」、パンフレット、ホームページ等での周知 ・市の関連施設の女性トイレに相談窓口案内カードを設置	・市広報 相談欄12回、準特集1回掲載、FM番組1回放送 ・情報誌「はもりあ」10回掲載 ・女性トイレに相談窓口案内カードを設置	A	・被害者女性が身近な場所で相談先を知ることができるよう、配布先の拡大に努める	・市広報、情報誌「はもりあ」、パンフレット、ホームページ等での周知 ・相談窓口案内カードの設置場所の拡大	・パンフレットや案内カード等多様なツールを利用して、広報に努める	男女共同参画課	
			・男女共同参画課と協議のうえ、広報よっかいち等を通じて相談窓口を周知する	・男女共同参画課などと協議の上、「広報よっかいち」下旬号で、毎月相談窓口を周知するとともに、11月上旬号の準特集及び人権シリーズでの啓発や、FM番組を通して啓発を行った。	A	・今後も広報よっかいち等を用いて相談窓口を周知するとともに、DV防止の啓発を継続的に実施していく。	男女共同参画課と協議のうえ、広報よっかいち等を通じて相談窓口を周知する	・男女共同参画課と協議のうえ、広報よっかいち等を通じて相談窓口を周知する	広報広聴課	
			・市広報・HPへの掲載による相談窓口の紹介	・市広報、HPへの掲載により、相談窓口を紹介した。	A	・市広報、HPへの掲載により、相談窓口を紹介する。	・市広報、HPへの掲載により、相談窓口を紹介する。	・引き続き、市広報・HPに掲載する	教育支援課	
			・市広報、ホームページ、情報誌はもりあ等での広報 ・パンフレット、相談機関カードの作成、配布 ・相談機関一覧、福祉のてびき、母子健康手帳別冊等への掲載	・市広報、パンフレット、ホームページ等で周知する	・市広報、パンフレット、ホームページ等で周知を行った。	A	・市広報、パンフレット、ホームページ等での周知を継続的に行う。	・引き続き市広報、パンフレット、ホームページ等で周知する	・市広報、パンフレット、ホームページ等で周知していく	市民生活課
			・市営住宅の申込み等で来課された方に男女共同参画課等の相談窓口を周知	市営住宅の申込み等で来課された方に男女共同参画課等の相談窓口を周知	B	聴取内容による基準・証明等の整備	市営住宅の申込み等で来課された方に男女共同参画課等の相談窓口を周知	・市営住宅の申込み等で来課された方に男女共同参画課等の相談窓口を周知	市営住宅課	
			・ひとり親・寡婦家庭のしおり及び子育て情報リーフレットに相談機関一覧を掲載する	・ひとり親・寡婦家庭のしおり作成 H25年度:3,000部 ・子育てリーフレット作成 H25年度:10,000部	A	・男女共同参画センターを知らない市民に対して、相談窓口の情報を提供する	・ひとり親・寡婦家庭のしおり(年1回)発行 ・子育てリーフレット(10,000部)作成	・ひとり親・寡婦家庭のしおり及び子育て情報リーフレット等で相談窓口を周知していく	こども保健福祉課	
	・相談窓口について、市民や関係機関等に広く配布する「高齢者施策のあらし」、福祉のてびき、やホームページ等を活用し周知に努める	・総合相談窓口である在宅介護支援センターや、地域包括支援センターについて、一般市民や福祉・医療関係者等に広く配布する「高齢者施策のあらし」、やホームページに掲載して引き続き周知に努めるとともに、市の出前講座や在宅介護支援センター・地域包括支援センターにおける運営協議会の場で、地域団体等に対しPRを行う。	A	・効果的にパンフレット配布ができるよう、説明会等の機会を拡大する必要がある。これについては民生委員や自治会をはじめとする各種地域団体に働きかけ、各種団体の会議や出前講座を活用し、周知の機会を増やすこととした。	・相談窓口について、市民や関係機関等に広く配布する「高齢者施策のあらし」、福祉のてびき、やホームページ等を活用し周知に努める	健康福祉部				
3	男女共同参画の理念やジェンダーやDVについての正しい理解など男女共同参画意識の醸成	・出前講座の実施 ・地区市民センター講座の実施 ・市民グループ(団体)との協働による講座の実施 ・講演会、学習会などの実施	・さんかくカレッジ(市民企画含む)11企画31講座 ・映画上映 1回 ・はもりあフェスタ ・出前講座 4回 ・防災を切り口に、地域づくり女性の視点を取り入れることの必要性について、3地区にて講演会、話し合いを実施	・さんかくカレッジ(市民企画含む)11企画31講座 ・映画上映 1回 ・はもりあフェスタ ・出前講座 4回 ・防災を切り口に、地域づくり女性の視点を取り入れることの必要性について、3地区にて講演会、話し合いを実施	A	・継続して防災を切り口に、地域づくり女性の視点の必要性の啓発に努める	・出前講座やさんかくカレッジ、はもりあフェスタ等での周知 ・防災を切り口とした地域への働きかけを行う	・男女共同参画啓発のための講座や映画会等の実施にあたり参加者の拡大に努める ・各地域への働きかけを進めるため、各地区市民センターとの連携を強化する	男女共同参画課	
			・前講座で市民の意識改革を図る ・地区市民センター講座の実施 (男女共同参画講座) 2センター 6回 170人 (男女共同料理教室) 1センター 1回 16人 (男の料理教室) 11センター 29回 426人 (女性セミナー) 1センター 1回 100人	・地区市民センター講座 ・男女共同参画講座 1センター 5回 197人 ・男女共同料理教室 1センター 1回 16人 ・男の料理教室 10センター 27回 427人 ・女性セミナー 1センター 1回 95人 ・男女共同防災講座 3センター 3回 165人	A	・地区市民センターにおいて、今後も男女共同参画を推進するための講座の開催を継続していく。	・引き続き出前講座で市民の意識改革を図る 地区市民センターにおいて、男女共同参画を推進するための講座の開催を継続していく	・出前講座で市民の意識改革を図る 地区市民センターにおいて、男女共同参画を推進するための講座の開催を継続していく	地区市民センター(市民生活課)	



四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画における施策進捗状況調査表

基本目標 DVを許さない社会づくり  
重点課題1 市民意識の広がり【前期重点事項】

「進捗状況」についての担当課による評価  
A 実施することができた B 概ね実施することができた  
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった  
平成26年度新規事業(予定)等で、事業実績がない場合は「-」。

コード	推進施策	実施事業	25年度			今後の課題・対策	26年度		26年度までの方針等	担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況		事業計画			
4	情報を主体的に読み解き、活用する能力の向上	講座の実施	・メディアリテラシー講座を実施する ・情報紙「はもりあ」等での啓発を実施する	・メディアリテラシー講座 1回 参加者数 62名 ・情報紙「はもりあ」発行 12回	A	・情報の発信側、受け手側のどちら側の能力も向上する講座を実施する。	・メディアリテラシー講座を実施する ・情報紙「はもりあ」等での啓発を実施する	・市民及び職員向けのメディアリテラシー講座の開催にあたり、参加者の拡大に努める ・情報紙「はもりあ」等での啓発の他、様々な研修の機会をとらえて啓発を行っていく	男女共同参画課	
5	DVが子どもに与える影響についての理解促進	・出前講座の実施 ・啓発パンフレット等の作成、配布 ・家庭教育講座等保護者向け講座の実施	・出前講座の実施 ・啓発リーフレットの作成、配布	・出前講座 4回 ・人権フェスタ、はもりあフェスタ等で配布	A	・出前講座のPRに努める	・出前講座の実施 ・DV防止啓発冊子の作成、配布	・出前講座の利用促進を図る ・啓発リーフレットの配布先の拡大に努める	男女共同参画課	
			・パンフレットを作成し、出前講座等への参加を周知していく	・他の虐待とともにパンフレットを作成し、出前講座等への参加を周知した	A	・DVが子どもに与える影響について、あらゆる場で情報提供していく	・パンフレットや出前講座等による啓発	・市広報、パンフレット、ホームページ等で周知していく	こども保健福祉課	
			・保護者会などを通して、暴力(DV)防止の啓発を行い、暴力(DV)防止の意識を高めていく	・保護者会などを通して、暴力(DV)防止の啓発を行い、暴力(DV)防止の意識を高めた	A	・暴力(DV)防止の意識を高めるため、各園において、あらゆる機会を通して、暴力(DV)防止の啓発を継続して行う必要がある	・引き続き、保護者会などを通して、暴力(DV)防止の啓発を行い、暴力(DV)防止の意識を高めていく	・各園において、あらゆる機会を通して、暴力(DV)防止の啓発を行い、暴力(DV)防止の意識を高めていく	保育幼稚園課	
			・家庭教育講座事業について、四日市市PTA連絡協議会(84単位PTA)および14の私立幼稚園、中学校に実施を委託する ・地域において家庭教育等に関する出前講座を開催する	・家庭教育講座事業について、事業計画通り実施できた ・地域において家庭教育等に関する出前講座を3回開催した	A	・家庭教育講座を継続して実施することが理解につながるため、平成26年度より3か年計画で、市内すべての公私立保育園・幼稚園・小学校・中学校のPTAに業務を委託する	・家庭教育講座について、3か年計画の1年目として、29公立幼・小・中学校園に、また、6私立幼・小・中学校園に業務を委託する ・地域において家庭教育等に関する出前講座を開催する	・家庭教育力の向上を図ることによりDV防止に対する意識を高めていく	こども未来課 (青少年育成室)	
			・DVが子どもに与える影響について、各小中学校の担当者会議において研修を行う 小学校 39/39校 中学校 22/22校	・担当者会議を行うことはできなかったが、各校において、子どもの権利条約や児童虐待防止法を受け、DV防止の啓発を行ったり、時にはケース会議を開いたりしてDVが子どもに与える影響について理解促進を図った。	B	・今後も副読本などを活用した研修などを各小中学校において行い、DVが子どもに与える影響について理解促進をしていく。	・DVが子どもに与える影響について、各小中学校において研修を行い、理解促進を図る	・研修等の充実により、DVが子どもに与える影響についての理解促進を図る	指導課	
			・学校を通して保護者などから出前講座等の依頼がある場合、講座を実施する	・DVについて特に出前講座等の依頼はなかったが、人権に関する講座の中で人権尊重の観点から、折にふれ話題に盛り込むようにした。	B	・今年度も学校を通して保護者などから出前講座等の依頼がある場合、講座を実施し、その他の人権にかかわる講座の中でも折にふれ、話題に盛り込んでいく。	・今年度も学校を通して保護者などから出前講座等の依頼がある場合、講座を実施し、その他の人権にかかわる講座の中でも折にふれ、話題に盛り込んでいく。	・講座を通して、保護者の理解促進に努める	人権・同和教育課	

四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画における施策進捗状況調査表

「進捗状況」についての担当課による評価  
 A 実施することができた B 概ね実施することができた  
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった  
 平成26年度新規事業(予定)等で、事業実績がない場合は「-」。

基本目標 DVを許さない社会づくり  
 重点課題2 若年層へのDV予防・人権教育【前期重点事項】

コード	推進施策	実施事業	25年度			今後の課題・対策	26年度		26年度までの方針等	担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況		事業計画			
1	あらゆる暴力を許さない意識の啓発	・保育・教育機関への人権・ジェンダーに敏感な視点を養うための出前講座の実施	・幼稚園、保育園、小学校へのジェンダー平等教育出前講座の実施	・ジェンダー平等教育出前講座 53回開催 参加者数 2,194名	A	・幼稚園、保育園、小学校への働きかけを行い、利用促進を図る	・幼稚園、保育園、小学校へのジェンダー平等教育出前講座の実施	・保育、教育機関及び人権擁護委員等と連携し、出前講座の利用促進を図る	男女共同参画課	
			・出前講座および人権講座等をととして、人権意識を高める	・子どものための出前講座「みんな大すき・みんなたいせつ」の実施 20会場、1179名参加	A	・子どものための出前講座として引き続き実施し、併せて教材の充実も図る	・引き続き、子どものための出前講座「みんな大すき・みんなたいせつ」を実施	・出前講座および人権講座等をととして、人権意識を高める	人権センター	
2	デートDVについて正しい理解の普及	・中学・高校・大学等でのデートDV防止講座の実施 ・デートDV防止パンフレット等の作成、配布	・中学、高校、大学等へのデートDV防止出前講座の実施 ・デートDV防止パンフレット等の配布	・デートDV防止出前講座 13回開催 参加者数 1,773名 ・参加者すべてにパンフレット配布	A	・中学、高校、大学等への働きかけを行い、利用促進を図る	・中学、高校、大学等へのデートDV防止出前講座の実施 ・デートDV防止パンフレット等の配布	・教育機関と連携し、出前講座の利用促進を図る	男女共同参画課	
			・デートDVについて、各小中学校の担当者会議において研修を行う 小学校 39/39校 中学校 22/22校	・担当者会議を行うことはできなかった。中学校においてはDVを取り扱う際に合わせてデートDVについても触れた程度であった。	C	・各中学校において、デートDVパンフレット(男女共同参画課)を活用し、デートDVについての理解促進を図っていく。	・デートDV防止パンフレット(男女共同参画課)を活用したデートDVについての理解促進を図る	・研修等の充実により、デートDVについて正しい理解促進を図る	指導課	
			・中学校から人権学習の一環として、デートDV防止講座等の依頼がある場合、講座を実施する	・DVについて特に出前講座等の依頼はなかったが、人権に関する講座の中で人権尊重の観点から、折にふれ話題に盛り込むようにした。	B	・今後も学校を通して保護者などから出前講座等の依頼がある場合、講座を実施し、その他の人権にかかわる講座の中でも折にふれ、話題に盛り込んでいく。	・今年度も学校を通して保護者などから出前講座等の依頼がある場合、講座を実施し、その他の人権にかかわる講座の中でも折にふれ、話題に盛り込んでいく。	・学校からの依頼に応じて講座を実施し、生徒の理解促進に努める	人権・同和教育課	
3	命の尊厳と妊娠・出産・避妊に関する権利・責任についての啓発	・子どもの発達段階に応じた性教育の実施 ・パンフレット等の作成、配布 ・性に関する相談の実施	・性教育の実施(HIV、性感染症予防を含む)。 小学校 39/39校 中学校 22/22校 ・教科・特別活動や道徳等で学習指導要領に基づき、様々な視点で命の大切さに関する指導や発達段階に応じた適切な性に関する指導の継続を行った	・性教育の実施(HIV、性感染症予防を含む) ・教科・特別活動や道徳等で学習指導要領に基づき、様々な視点で命の大切さに関する指導や発達段階に応じた適切な性に関する指導の継続を行った ・性感染症出前授業として四日市市保健所保健予防課と共同してA中学校の保護者および教職員を対象に行った	A	・今後も学習指導要領に基づき、指導していく	・性教育の実施(HIV、性感染症予防を含む) ・教科・特別活動や道徳等で学習指導要領に基づき、様々な視点で命の大切さに関する指導や発達段階に応じた適切な性に関する指導の継続 ・昨年度に引き続き今年度も保健予防課と共同して出前授業の募集を全中学校へかける	・学習指導要領に基づいた性教育を実施する	指導課	
			・電話相談及び来所相談による対応	・電話相談及び来所相談による対応を行った。	A	・電話及び来所相談による対応を行う。	・電話及び来所相談による対応を行う。	・引き続き、電話相談及び来所相談を実施する	教育支援課	
			・「青少年と家庭の悩み相談」において相談事業を実施する	・計画通り相談事業を実施し、性に関する相談内容については、関係機関へ報告し対応した	A	・引き続き相談事業を実施し、相談内容に応じて関係機関と連携をとりながら対応する	・「青少年と家庭の悩み相談」において相談事業を実施する	・相談内容に応じて、関係機関と密接な連携をとりながら対応する	子ども未来課 (青少年育成室)	
			・性に関する相談の実施 ・デートDV防止出前講座を通じての啓発 ・パンフレット等の配布	・性に関する相談 7件 ・デートDV防止出前講座 13回開催 参加者数 1,773名 ・出前講座、人権フェスタ等にてパンフレット配布	A	・中学、高校、大学等への働きかけを行い、デートDV出前講座の利用促進を図る	・性に関する相談の実施 ・デートDV防止出前講座を通じての啓発 ・パンフレット等の配布	・必要に応じて他の関係機関と連携し、適切な相談対応を行う ・デートDV防止出前講座の利用促進を図る	男女共同参画課	

四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画における施策進捗状況調査表

基本目標 DVを許さない社会づくり  
重点課題2 若年層へのDV予防・人権教育【前期重点事項】

「進捗状況」についての担当課による評価  
A 実施することができた B 概ね実施することができた  
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった  
平成26年度新規事業(予定)等で、事業実績がない場合は「-」。

コード	推進施策	実施事業	25年度			今後の課題・対策	26年度		26年度までの方針等	担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況		事業計画			
4	自尊感情を育てる教育の推進	・保育園・幼稚園における保育・教育や小・中学校における道徳教育の中での取り組みの推進	・園児に対して、年齢に応じたねらいにより、人権保育、人権教育を実施していく	・園児に対して、年齢に応じたねらいにより、人権保育、人権教育を実施した	A	・進んで自分の意見を主張したり、相手の意見を受け入れていく力を育成するため、園児に対して、年齢に応じたねらいにより、人権保育、人権教育を継続して実施していく必要がある	・引き続き、園児に対して、年齢に応じたねらいにより、人権保育、人権教育を実施していく	・進んで自分の意見を主張したり、相手の意見を受け入れていく力を育成していく	保育幼稚園課	
			・道徳教育の中で自尊感情を育てる授業実践を行う 小学校 39/39校 中学校 22/22校	・すべての学校で心のノート(文科省)を活用し自尊感情を育む授業実践を行った	A	・道徳の実践力を育てるため、実生活や実社会との関わりを深め、様々な体験活動を生かした道徳教育の推進	・H26年度配布の「私たちの道徳(文科省)」を活用し、自尊感情を育む授業実践を行う	・小・中学校における道徳教育の中で自尊感情を育てる取組を推進する	指導課	
			・自尊感情を育てるためのパンフレットを作成し、各校園に配布する ・道徳教育等の中での取り組みを推進する	・自尊感情を育てるためのパンフレットを各校園に配布し、要請訪問等で何った校園に解説を加えて、自尊感情を育てる必要性を理解していただき、取り組みを促した。	A	・今後要請訪問等でパンフレットを利用しながら、自尊感情を育てることの必要性を訴え、道徳教育等の中での事例なども紹介して、取り組みを促進していく。	・今年度も要請訪問等でパンフレットを利用しながら、自尊感情を育てることの必要性を訴え、道徳教育等の中での事例なども紹介して、取り組みを促進していく。	・道徳等の要請訪問の中で、自尊感情を育てる助言を積極的に行う	人権・同和教育課	
			・学校訪問時における各学校の取組に対する指導・助言	・学校訪問の際に、各学校の取組に対する指導・助言を行った。	A	・学校訪問時における各学校の取組に対する指導・助言を行う。	・学校訪問時における各学校の取組に対する指導・助言を行う。	・引き続き、各学校への指導・助言を行う	教育支援課	
5	青少年の健全育成を阻害する環境の改善	・啓発パンフレット等の配布 ・出前講座の開催	・街頭補導等による見守り活動を実施する ・教職員・保護者を対象とした有害情報対策研修会を開催する ・啓発パンフレット等を作成・配布する ・小中学生・保護者・地域住民を対象とした出前講座(e・ネット安心講座)を開催する	・事業計画通り活動を実施できた 街頭補導等による見守り活動 年間約400回 有害情報研修会(8月)の開催 出前講座の開催 年間24件	A	・引き続き事業を実施し、保護者や子どもたちに対しての啓発活動を進めていく	・街頭補導等による見守り活動を実施する ・教職員・保護者を対象とした有害情報対策研修会を開催する ・啓発パンフレット等を作成・配布する ・小中学生・保護者・地域住民を対象とした出前講座(e・ネット安心講座)を開催する	・補導・啓発による環境浄化活動を引き続き実施し、青少年の健全育成を図る	こども未来課(青少年育成室)	
6	保育士・教職員等に対する研修の充実	・保育士・教職員等の保育・教育関係者、人権擁護委員、NPO等への研修の実施	・講演会、事例研修、公開保育などを行い、保育士、幼稚園教諭に対する研修を行う	・講演会、事例研修、公開保育などを行い、保育士、幼稚園教諭に対する研修を行った	A	・保育士や幼稚園教諭の資質向上を図るため、継続して、講演会、事例研修、公開保育などの研修を行う必要がある	・講演会、事例研修、公開保育などを行い、保育士、幼稚園教諭に対する研修を行う	・人権保育、人権教育に関する研修を充実させ、保育士や幼稚園教諭の資質向上を図る	保育幼稚園課	
			・男女共生教育、ジェンダーフリー、人権教育等にかかる教職員研修の実施	・平成25年7月31日、8月20日、8月22日の3日間に、人権・同和教育研修を実施した。講師は、しんげん楽習塾主任指導員の大谷真砂子さん、保々地区子ども人権文化育成協議会さん、ヒューリアみえ事務局長の大谷徹さん。	A	・男女共生教育、ジェンダーフリー、人権教育等にかかる教職員研修の実施	・平成26年7月29日、7月30日、8月18日の3日間に、人権・同和教育研修を実施。講師は、神戸親和女子大学教授の新保真紀子さん、人権学習塾主任指導員の大谷真砂子さん、日永地区子ども人権文化協議会さん	・引き続き、研修会を実施する	教育支援課	
			・各校園からの要請訪問や研修会を通して、助言等を行い研修会の充実に努める	・各校園からの要請訪問や研修会を通して、助言等を行い研修会の充実に努めた。	A	・今後も各校園からの要請訪問や研修会を通して、助言等を行い研修会の充実に努める。	・今年度も各校園からの要請訪問や研修会を通して、助言等を行い研修会の充実に努める。	・各校園の研修会において、人権教育の視点からDV防止への助言を行うことにより、DVに対する理解を深める	人権・同和教育課	
			・教職員等向けにデートDV出前講座の実施	・小学校、中学校教職員向けデートDV予防出前講座 1回開催 参加者数 19名	A	・教育支援課と連携し、参加者数の拡大を図る	・教職員等向けにデートDV出前講座の実施	・出前講座の利用促進を図る	男女共同参画課	

## 基本目標 安心して相談できる体制づくり

### (1)【目標指標】

項目	平成 23(2011)年度 《基準値・実績値》	平成 25(2013)年度 《実績値》	平成 26(2014)年度 《前期の目標値》
婦人相談員の外部研修派遣回数	31回	23回	36回

指標の設定について:

市民が安心して相談できるよう、婦人相談員の資質向上を図るため、外部研修に派遣した回数を指標として設定した。

### (2)【参考指標】

項目	平成 23(2011)年度 《基準値・実績値》	平成 25(2013)年度 《実績値》
男女共同参画センターにおける相談延べ件数	2,434件	3,594件
うち、DVに係る相談延べ件数	869件	2,278件

実績評価:

平成 25 年度実績については、男女共同参画センターにおける相談延べ件数 3,594 件のうち、DVに係る相談延べ件数は 2,278 件であった。また、7 月より男性の電話相談を月 1 回設置し、相談件数は 12 件であった。

相談には外国人もみえ、23 名の相談があった。なかには日本語が話せない人もみえ、国際交流センターや多文化共生推進室との連携により、通訳をまじえ相談業務を行っている。

相談員の資質向上のため、平成 25 年度は内部研修ではスーパービジョン( )を 44 回実施し、外部研修への派遣も 23 回行った。

スーパービジョン: 相談員の資質の向上のため、熟練した指導者(スーパーバイザー)が示唆や助言を与えながら行う教育。

### (3) 重点課題とプラン・施策の方向

#### 重点課題1 「相談体制の充実」

相談を通じて、必要な支援施策を情報提供することで解決につながる事案もあれば、支援を受けるための手続きや専門家による相談など次の支援への円滑な移行を促したり、同行支援や警察等による保護を迅速に行う必要のある重篤な事案もあります。また、男性向け相談では、DVを行ってしまう夫からの相談もあり、加害者への働きかけも含めたあらゆる相談ケースに、いつでも適切に対応できるために相談体制の充実と機能強化を図ります。

#### 重点課題2 「外国人等情報が届きにくい人への相談体制の充実」

DV被害者が外国人や障害者、高齢者等の場合、行政の支援策等の情報が届きにくかったり、言葉等コミュニケーションの問題から、十分に意思が伝わらずに適切な相談や支援が受けられないことが考えられます。コミュニケーション上の障壁をなくして情報収集・相談等ができるよう、通訳(外国語・日本語間の通訳、手話通訳など)や翻訳資料(外国語・日本語間の通訳、点訳・音訳など)などの体制の整備を進めます。

#### 重点課題3 「相談員の資質向上と相談員に対する支援」

DVに関する相談や支援に携わる相談員は、被害者に寄り添う一方で、深刻な課題に継続的な緊張のなかで対処しています。また、単に暴力があったというだけでなく、様々な社会的背景

が密接に絡んだ問題であるため、自らの行う相談援助が適切なものであるかどうか常に意識しながら取り組む必要があります。相談員自身の資質向上を図るとともに、相談員自身がひとりで問題を抱え込むことがないよう、組織全体で対応していきます。

#### 重点課題4 「苦情受付体制の周知・活用」

DV被害者に対する支援は、被害者自身の意思を尊重し、その気持ちに寄り添いながら必要な支援が行われるよう努めていますが、二次被害や想定外の事態が起こらないとは限りません。

市民、とりわけ当事者に、男女共同参画センターへ苦情を申し出ることができることの周知を図ります。

### (4) 主な取り組み状況

#### 重点課題1 「相談体制の充実」

広報よっかいちや情報紙はもりあ、ホームページにて相談窓口の紹介を行い、また女性が情報を取得しやすいよう、市関連施設の女性トイレに相談窓口案内カードを設置した。

(コード1)

女性のための電話相談では、週1回夜間電話相談を実施し、7月からは男性の電話相談(月1回)を開設した。また、女性弁護士による弁護士相談を延べ22人、女性の臨床心理士による臨床心理士相談を延べ47人に行った。また、精神科医師の相談を延べ57人、精神保健福祉士の相談を延べ84人が受け、健康相談には3,485人の相談があった。(コード:2・3・5)

四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の委員会、推進委員会、部会等計12回開催した。県内の市町が連携をとるため、婦人保護主管係長会議及び婦人相談員連絡協議会に、また四日市地域のDV関係機関が集まる四日市地域DV防止会議に出席し、担当者間での連携を図った。庁内においても人権にかかる相談ネットワーク連絡会にて連携を図った。(コード:4)

#### 重点課題2 「外国人等情報が届きにくい人への相談体制の充実」

外国人にも情報が届きやすいよう、外国語版広報よっかいちにて周知し、外国語版相談窓口案内カード(5か国語)の配布を行った。また、相談体制についても外国語対応が可能な職員の配置、また通訳及び手話通訳者の派遣を行った。高齢者にも、市内の在宅介護支援センター及び包括支援センターと連携のもと、相談及び見守り活動を実施した。(コード:1)

四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議や研修会等を開催し、関係者との連携強化と資質向上を図った。(コード:2)

#### 重点課題3 「相談員の資質向上と相談員に対する支援」

男女共同参画課における女性相談については、相談員の資質向上のため、熟練した指導者によるスーパービジョンを44回実施した。(コード:1)

関係機関との組織的な連携を強化するため、ネットワーク会議へ参加及び県婦人相談員連絡協議会への参画を継続して行い、併せて研修への参加も行った。(コード:2、3)

#### 重点課題4 「苦情受付体制の周知・活用」

面接相談を行う部屋に、苦情相談窓口について記載したパネルを設置し、相談の前に相談者に説明をするように改めた。(コード:1)

(5)事業実施自己評価と今後の方針

別表「四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画における施策進捗状況調査表(基本目標 )」のとおり



四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画における施策進捗状況調査表

基本目標 安心して相談できる体制づくり  
重点課題1 相談体制の充実

「進捗状況」についての担当課による評価  
A 実施することができた B 概ね実施することができた  
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった  
平成26年度新規事業(予定)等で、事業実績がない場合は「-」

コード	推進施策	実施事業	25年度			今後の課題・対策	26年度		26年度までの方針等	担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況		事業計画			
1	早い段階で気軽に相談を受けられるような広報の工夫や相談窓口づくり	市の広報媒体での情報提供の他、民間のメディアの活用を進める 相談カードの女性用トイレ等への設置の拡大	市広報、ホームページ等での情報提供 相談窓口案内カードの設置	市広報、相談欄12回、準特集1回掲載 情報紙「はもりあ」4回掲載 FMラジオ、1回掲載 市関連施設設の女性トイレに相談窓口案内カードを設置	A	相談窓口案内カードを民間施設等にも置いてもらうための働きかけが必要	市広報、ホームページ等での情報提供 相談窓口案内カードの設置場所の拡大	多様なメディアを活用した情報提供に努める 民間施設等相談窓口案内カード設置場所の拡大を図る	男女共同参画課	
			広報よっかいち、ホームページ、FMよっかいちでの情報提供の他、人権フェスタ等のイベントで周知を図る	広報よっかいち下旬号にて相談情報の掲載 CMSにおいても相談情報を掲載	A					引き続き、広報よっかいち下旬号にて相談情報を提示していく。 また、人権フェスタ等イベントにおいても広く市民への情報提供をおこなっていく。
2	相談体制の拡充	女性相談員による相談の充実 相談対応時間の拡充 男性向け相談の実施	女性相談員による相談の充実 相談対応時間の拡充 男性向け相談の実施	女性のための相談件数 3,582件 夜間電話相談毎週水曜日実施 男性向け電話相談の設置(7月) 相談件数 12件	A	相談者の悩みに十分応えられるよう、相談体制の充実を図る	女性相談員による相談の充実 夜間電話相談窓口の拡充 男性向け電話相談の実施	さらに安心して利用できる相談窓口となるよう、女性相談員等による相談体制の強化を図る	男女共同参画課	
3	専門家による相談の充実	弁護士による法律相談の実施 臨床心理士による相談の実施 精神科医師等による精神保健相談の実施	女性弁護士による弁護士相談の実施 女性臨床心理士相談の実施	女性弁護士による弁護士相談 22人 女性臨床心理士相談 47人	A	法律相談、臨床心理士相談を継続的に実施する	女性弁護士による弁護士相談の実施 女性臨床心理士相談の実施	法律相談や臨床心理士相談等専門家による相談の継続実施と必要に応じての実施拡大の検討を行う	男女共同参画課	
			精神科医師による相談の実施 精神保健福祉士による相談の実施	精神科医師の相談 延べ67人 精神保健福祉士の相談 延べ84人	A	相談事業のきめ細やかな周知 早期相談の促進	精神科医師による相談の実施 精神保健福祉士による相談の実施	DV等内容によって、男女共同参画課と連携していく	保健予防課	
4	ネットワーク会議への参画等、関係機関との連携の強化	県内のDV相談担当部署、施設との連携 四日市地域DV防止会議への参加 子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の充実 人権にかかると相談ネットワーク連絡会の充実	四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議への参画 県内婦人相談所管所属との連携 三重県婦人相談員連絡協議会への参画 四日市地域DV防止会議(事務局:四日市保健福祉部)に参画 人権にかかると相談ネットワーク連絡会への参画	四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議 12回開催(委員会2回、推進委員会2回、部会8回) 婦人保護士管係長会議出席 婦人相談員連絡協議会出席 四日市地域DV防止会議出席 人権にかかると相談ネットワーク連絡会出席	A	関係機関との顔の見える関係づくりのためにも、各種ネットワーク会議の参加に努める	四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議への参画 県内婦人相談所管所属との連携 三重県婦人相談員連絡協議会への参画 四日市地域DV防止会議(事務局:四日市保健福祉部)に参画 人権にかかると相談ネットワーク連絡会への参画	各種ネットワーク会議等活用し、さらに関係機関との連携強化を図る	男女共同参画課	
			婦人相談にかかると研修へ参画する 四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議を実施する	相談にかかると研修への参加 四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の開催 12回(委員会2回、推進委員会2回、部会8回)	A	相談にかかると研修へ参加する 四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議等でネットワークの強化を図る	婦人相談にかかると研修へ参加する 四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の開催	相談にかかると研修へ参加する 関係機関との連携を強化する	こども保健福祉課	
			人権にかかると相談ネットワーク連絡会を開催し、関係機関との連携強化を図る	人権にかかると相談ネットワーク連絡会を4回開催した。相談窓口情報の更新や各課窓口の状況について意見交換をおこなった	A	今後も引き続き連絡会を開催し、積極的な意見交換等、情報を共有し、連携強化を図る	年4回、人権にかかると相談ネットワーク連絡会を開催予定	人権にかかると相談ネットワーク連絡会を開催し、関係機関との連携強化を図る	人権センター	
5	健康相談・情報提供の充実	成人健康相談 更年期講座等の実施	[成人健康相談]総合健康相談・重点健康相談として、来所や電話による相談を実施 健康教育の際にも相談を併設。	健康相談窓口を月～金(祝日を除く)8時30分～17時15分随時実施(来所相談・電話相談) 健康教育の際にも相談を実施(実績には、男女を含む): 計3,485人	A	関係機関との連携を保つため、互いの業務内容を把握していることが必要。	健康相談窓口を月～金(祝日を除く)8時30分～17時15分随時実施(来所相談・電話相談) 健康教育の際にも相談を実施(実績には、男女を含む)	[成人健康相談]来所・電話相談等による健康相談の継続実施	健康づくり課	
			さんかくカレッジにて「更年期講座」の開催	さんかくカレッジ「もっと知りたい女のからだ」四日市、開催 参加者数 延べ286名	A	今後も引き続きさんかくカレッジにて情報提供を行っていく	さんかくカレッジや市民企画のワークショップ等にて更年期等に関する講座を開催	更年期を中心に、女性の心と身体の健康維持・管理のための講座を開催するなど、情報提供を図っていく	男女共同参画課	

四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画における施策進捗状況調査表

基本目標 安心して相談できる体制づくり  
重点課題2 外国人等情報が届きにくい人への相談体制の充実

「進捗状況」についての担当課による評価  
A 実施することができた B 概ね実施することができた  
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった  
平成26年度新規事業(予定)等で、事業実績がない場合は「-」。

コード	推進施策	実施事業	25年度			今後の課題・対策	26年度	26年度までの方針等	担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況		事業計画		
1	外国人、障害者、高齢者等への情報提供、相談体制の充実	・外国語版のDV防止パンフ、相談機関一覧等の作成、配布 ・相談時の外国語通訳、手話通訳・要約筆記者の派遣	・外国語版広報よっかいちによる周知 ・外国語版相談窓口案内カードの配布	・外国語版広報よっかいちによる周知 2回 ・外国語版相談窓口案内カード(5か国語)の配布	A	・引き続き外国語版広報よっかいち及び外国語版相談窓口案内カードを活用し周知を図る	・外国語版広報よっかいちによる周知 ・外国語版相談窓口案内カードの配布	・外国語版広報よっかいちや外国語版相談窓口案内カード等を活用し情報提供に努める	男女共同参画課
			・生活相談 国際共生サロンにおけるポルトガル語対応可能な生活相談担当の女性職員の配置 国際交流センターにおける英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語対応可能な生活相談担当の女性職員の配置 ・生活オリエンテーションにおけるポルトガル語対応可能な女性職員の配置	・緊急時の通訳派遣1件(フィリピノ語) ・生活相談 国際共生サロンにおけるポルトガル語対応可能な生活相談担当の女性職員の配置 1人 国際交流センターにおける英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語対応可能な生活相談担当の女性職員の配置 4人 ・生活オリエンテーションにおけるポルトガル語対応可能な女性職員の配置 1人	A	・夫婦間などにおける問題で女性の外国人市民が社会的弱者となりやすいことから、それらの人が気軽に相談できる場を提供する	・DVなど緊急時通訳派遣 多文化共生サロンで多文化共生に係る情報提供と行政等への窓口案内におけるポルトガル語等対応可能な女性職員の配置 1人 国際交流センターにおける中国語・ポルトガル語・スペイン語対応可能な生活相談担当の女性職員の配置 3人 ・生活オリエンテーションにおけるポルトガル語対応可能な女性職員の配置 1人	・多言語による情報提供、相談事業を通じて女性の外国人市民が日本で生活する上での自立支援を継続して進める	市民生活課(多文化共生推進室)
			・手話通訳者・要約筆記者が必要な場合に派遣する	・手話通訳者・要約筆記者を派遣した	A	・引き続き、手話通訳者・要約筆記者を養成し、派遣の充実を図る	・手話通訳者・要約筆記者を養成するとともに、必要に応じて派遣する	・手話通訳者・要約筆記者を養成し、派遣の充実を図る	障害福祉課
			・市内26カ所に設置されている在宅介護支援センター及び市内3カ所に設置されている地域包括支援センターと連携して、電話・来所・訪問による相談・見守り活動を実施する	・市内26カ所に設置されている在宅介護支援センター及び市内3カ所に設置されている地域包括支援センターと連携して、電話・来所・訪問による相談・見守り活動を実施した	A	・さらに相談窓口の周知を図る必要がある。あらゆる機会を通じて窓口周知を行っている。	・市内26カ所に設置されている在宅介護支援センター及び市内3カ所に設置されている地域包括支援センターや民生委員、自治会、介護事業所等と連携して、電話・来所・訪問による相談・見守り活動の強化に努めると同時に、相談機関としての在宅介護支援センター、地域包括支援センターの周知を図る。	・市内26カ所に設置されている在宅介護支援センターと連携して、電話・来所・訪問による相談・見守り活動を実施する	介護・高齢福祉課
2	関係者への情報提供、連携強化	・関係職員に対する研修の実施 ・国際交流センター、国際共生サロン、介護事業者、障害福祉サービス事業者等へのDV及び相談窓口についての研修の実施	・関係職員に対する研修の実施 ・子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議を活用し情報の共有を図る	・DV防止講演会開催 1回 参加者数 34名 ・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議 12回開催(委員会2回、推進委員会2回、部会8回)	A	・関係者が参加しやすい日時、場所を再考し、参加者の拡大を図る	・関係職員に対する研修の実施 ・子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議を活用し情報の共有を図る	・子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議を活用し、情報の共有化を図るとともに、関係者への研修を実施していく	男女共同参画課
			・相談窓口担当者の資質向上を図る研修(三重県国際交流財団等関係機関主催)に職員を派遣する	外国人相談窓口担当者研修会、 人権カウンセラー養成研修、 外国人相談窓口担当者研修会、 災害時の通訳・翻訳研修、 大規模災害を想定した多言語情報提供のための図上訓練等への参加	B	相談窓口担当者として必要な知識を身につけ、文化的な違いを理解した上で、指導・対応ができるよう取り組む	・相談窓口担当者の資質向上を図る研修(三重県国際交流財団等関係機関主催)に職員を派遣する	・相談窓口担当者として必要な知識を身につけ、文化的な違いを理解した上で、指導・対応ができるよう取り組む	市民生活課(多文化共生推進室)
			・障害者相談支援センターへのDV防止冊子の配布	・障害者相談支援センターへDV防止マニュアルを配布し、周知した	A	・引き続き、関係機関へ情報提供し、連携強化を図る	・関係機関へ情報提供し、連携強化に努める	・関係機関への情報提供、連携強化に努める	障害福祉課
			・「四日市市高齢者みまもりネットワーク会議」や「四日市市介護保険サービス事業者連絡会」等において情報提供や研修を実施するとともに、関係機関の連携強化に努める	・「四日市市高齢者みまもりネットワーク会議」や「四日市市介護保険サービス事業者連絡会」等において情報提供や研修を実施するとともに、関係機関の連携強化に努めた	A	・介護保険サービス事業者については、職員の入替わりが多いため不断の周知が必要。これについては研修会や情報交換の場を定例化し、さらに周知に努めている。	・「四日市市高齢者みまもりネットワーク会議」や「四日市市介護保険サービス事業者連絡会、及び民生委員の定例会等において情報提供や研修を実施する。また出前講座なども活用する。	・「四日市市高齢者みまもりネットワーク会議」や「四日市市介護保険サービス事業者連絡会」等において情報提供や研修を実施するとともに、関係機関の連携強化に努める	介護・高齢福祉課
3	NPOやボランティアの育成や支援	補助金の交付等市民活動への支援	・市民活動団体への財政面も含めて活動支援を行う	・男女共同参画に関わるNPO法人:24 ・個性あるまちづくり支援事業費補助金交付団体:15	B	・市民活動団体への支援を行う	・市民活動団体への財政面も含めて活動支援を行う	・市民活動団体への財政面も含めて活動支援を行う	市民生活課



四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画における施策進捗状況調査表

基本目標 安心して相談できる体制づくり  
重点課題3 相談員の資質向上と相談員に対する支援(前期重点事業)

「進捗状況」についての担当課による評価  
A 実施することができた B 概ね実施することができた  
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった  
平成26年度新規事業(予定)等で、事業実績がない場合は「-」。

コード	推進施策	実施事業	25年度			今後の課題・対策	26年度		26年度までの方針等	担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況		事業計画			
1	相談員に対する指導・助言の充実	・熟練した指導者による相談員に対する指導、助言の実施	・スーパービジョン研修の実施	・スーパービジョン研修の実施 44回	A	・相談員が業務に追われ、研修が受けられない状況もあったため、研修が受けられる体制を整える必要がある	・スーパービジョン研修の実施 ・弁護士によるサポート体制の構築 ・臨床心理士によるサポート体制の構築	・スーパービジョン研修の継続実施と、弁護士・臨床心理士等の専門家による指導・助言を受けられる体制の整備を図る	男女共同参画課	
2	庁内・外の組織的な連携体制の強化	・子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の充実 ・人権にかかる相談ネットワーク連絡会の充実 ・相談内容に沿った連携マニュアルの作成 ・県婦人相談連絡協議会への参画	・婦人相談にかかる研修に参加する ・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議を実施する	・婦人相談にかかる研修への参加 ・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の開催 12回(委員会2回、推進委員会2回、部会8回)	A	・婦人相談にかかる研修へ参加し力量の向上を図るとともに、四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議等でネットワークの強化を図る	・婦人相談にかかる研修への参加 ・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の開催	・相談にかかる研修へ参画する ・関係機関との連携を強化する	子ども保健福祉課	
			・婦人相談員のための連携マニュアルの検討 ・県婦人相談連絡協議会への参画	・婦人相談に係る書類様式の見直し ・婦人相談連絡協議会に出席 5回	B	・連携マニュアル作成以前に、連携を取りやすくするためにも、婦人相談に係る各種書類様式を見直す必要がある	・婦人相談に係る書類様式の見直しを図る ・県婦人相談連絡協議会への参画	・婦人相談に係る書類様式の見直しを図る	男女共同参画課	
			・人権にかかる相談ネットワーク連絡会を開催し、関係機関との連携強化を図る	・人権にかかる相談ネットワーク連絡会を4回開催した。相談窓口情報の更新や各課窓口の状況について意見交換をおこなった	A	・今後も引き続き連絡会を開催し、積極的な意見交換等、情報を共有し、連携強化を図る	・年4回、人権にかかる相談ネットワーク連絡会を開催予定	・人権にかかる相談ネットワーク連絡会を開催し、関係機関との連携強化を図る	人権センター	
3	研修の充実	・相談員の外部研修派遣 ・各ネットワーク会議での研修の実施	・相談員の外部研修へ派遣 ・電話ボランティア研修の実施	・外部研修への派遣 16回 ・電話相談ボランティア研修の実施 9回	A	・相談員の資質向上を図るため、積極的に外部研修へ参加する	・相談員の外部研修へ派遣 ・電話ボランティア研修の実施	・新たな情報収集も含め、相談員の資質向上を図るため、外部研修への派遣を積極的に行う	男女共同参画課	
			・相談員の外部派遣研修を実施する	・配偶者からの暴力(DV)防止にかかる研修への参加	A	・現状以上に実施していく	・相談員の外部派遣研修を充実させる	・相談員の外部派遣研修を充実させる	子ども保健福祉課	
			・人権にかかる相談員資質向上事業として、弁護士による法律学習会及び人権カウンセラー養成研修の実施	・弁護士による法律学習会の実施(4回) ・人権カウンセラー養成研修の実施(4回) ・三重県実施の相談員スキルアップ講座への参加、及び全庁的に参加の呼びかけの実施	B	・相談に従事する者の効果的な研修の検証、及び実施	・弁護士による法律学習会の実施 ・人権カウンセラー養成研修の実施 ・三重県実施の相談員スキルアップ講座への参加呼びかけ	・各種相談員資質向上事業を継続して実施するとともに、資質向上に繋がる研修等のニーズ把握を行う	人権センター	

四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画における施策進捗状況調査表

基本目標 安心して相談できる体制づくり  
重点課題4 苦情受付体制の周知・活用

「進捗状況」についての担当課による評価  
A 実施することができた B 概ね実施することができた  
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった  
平成26年度新規事業(予定)等で、事業実績がない場合は「-」。

コード	推進施策	実施事業	25年度			今後の課題・対策	26年度		26年度までの方針等	担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況		事業計画			
1	苦情相談窓口の周知	・市広報、情報紙はもりあ、ホームページ等での広報の実施	・情報紙やホームページ等での広報 ・初回相談時のガイダンスマニュアルの調査・検討	・面接相談を行う部屋に、苦情相談窓口について記載したパネルを設置 ・ガイダンスマニュアルの検討	B	・苦情相談窓口については、市民全体への周知というよりも、当センターへの相談者に周知を図るべきものであるため、相談者に重点を置いて周知を図る ・ガイダンスマニュアルを相談者に渡すことは、当センターに相談したことの痕跡を残し、加害者側に知られる恐れを招くため、検討の結果、作成は見送った	・婦人相談員から相談者へ直接説明を図る	・相談者への周知方法の検討	男女共同参画課	
2	人権相談や国・県の相談窓口等の周知による、多角的な相談・苦情受付体制の周知	・国・県・市、及び民間の相談機関等関係機関の一覧の作成及び周知	・初回相談時ガイダンスマニュアルへの相談機関一覧の記載の検討	・ガイダンスマニュアルの検討	B	・ガイダンスマニュアルを相談者に渡すことは、当センターに相談したことの痕跡を残し、加害者側に知られる恐れを招くため、検討の結果、作成は見送ったため、別の周知方法の検討が必要	・婦人相談員から相談者へ直接説明を図る	・相談者への周知方法の検討	男女共同参画課	
			・各種相談関係機関の情報を集約した一覧表である「相談窓口情報」の更新	・各種相談関係機関の情報を集約した相談窓口情報を更新し、関係機関に配布した	A	・年に1回窓口情報を集約し、更新を行い、関係機関に配布していく	・相談窓口情報を更新し、関係機関に配布	・各種相談関係機関の情報を集約した一覧表である「相談窓口情報」を随時最新の情報に更新していく	人権センター	

## 基本目標 被害者等の保護充実と加害者対策

### (1)【目標指標】

項目	平成 23(2011)年度 《基準値・実績値》	平成 25(2013)年度 《実績値》	平成 26(2014)年度 《前期の目標値》
関係者へのDV被害者 対応についての研修 実施回数	3回	3回	6回

指標の設定について:

DV被害者の早期発見のため、被害者を発見しやすい立場にいる人へ、DVに関する研修を行った回数を指標として設定した。

### (2)【参考指標】

項目	平成 23(2011)年度 《基準値・実績値》	平成 25(2013)年度 《実績値》
一時保護した件数(人数)	10件(17人)	10件(30人)
DV防止法による保護命令の発令件数	3件	3件

実績評価:

平成 25 年度に男女共同参画センターにて一時保護したDV被害による件数は10件で、保護した人数は子どもたちを含めて30人であった。従来の一時保護は、あらかじめ計画的に段取りを行ったうえで保護となったが、最近の傾向として、突然の保護依頼であったり、または警察に保護を求め、急遽一時保護を行ったりと、当日に一時保護を行うことが増えてきている。平成25年度は10件中6件が緊急の一時保護であった。

関係者へのDV被害者対応についての研修は、平成 25 年度は3回実施しているが、いずれも参加者が少なかったため、参加者の拡大を図るための工夫が必要である。

### (3)重点課題とプラン・施策の方向

#### 重点課題1 「被害者の早期発見」

DVは、家庭内など閉鎖的な空間で行われることが多く、外部から発見することが困難です。また、被害者は加害者からの報復を恐れて、相談機関へ相談することを躊躇することもあります。事態の深刻化を防ぐためには、DV被害者を早期発見することがたいへん重要です。

医療関係者や民生委員・児童委員などの方々は、日常の業務や活動の中でDV被害者を発見できる可能性が高いと考えられ、これらの方々のようにDV被害者を発見しやすい立場にいる人に、DVに関する情報提供や相談窓口の周知等を図ります。

#### 重点課題2 「緊急時における被害者の安全確保」

DVによって緊急の安全確保・一時保護等を必要とするケースが、近年、一定数発生し続けています。危険が急迫しているケース、相談時には暴力的行為の心配がなくてもDVが常態となっているケース、さらには子どもが身体的・心理的な暴力の対象となっているケース(児童虐待)もあります。警察や県女性相談所、児童相談所、福祉事務所などと連携し、被害者本人や子どもなど当事者の当面の安全を確保できる体制を強化します。また、迅速に安全を確保するため、市内の社会資源を活用し緊急時に一時避難できる体制を整えます。

### 重点課題3 「加害者対策」

DVの加害者に対し、その行動に一定の制限を加えなければならない事案も、近年、一定数発生し続けています。加害者に対する直接的な措置(保護命令制度)は、現行法のもとでは警察、司法のちからを用いて行われます。そのため、被害者の安全確保・自立支援に携わる関係部署・機関・団体は迅速な支援に向けた一層の連携や情報管理が求められます。現在、加害者の更生に向けたプログラムに関する研究は、まだ開発途上にありますが、効果的な対策を本市でも実践できるよう、情報の収集及び国、県等関係機関への働きかけを行うと共に、実施団体等の育成・支援に努めます。

## (4)主な取り組み状況

### 重点課題1 「被害者の早期発見」

子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議を年間12回(委員会議2回、推進委員会2回、部会8回)開催し、関係機関との情報共有を行い連携を図った。また、関係者及び市民向けにDV防止講演会を開催したが、参加者が34名であった。

(コード1)

### 重点課題2 「緊急時における被害者の安全確保」

被害者の安全確保のため、一時避難所の提供を行う緊急避難支援事業を2件実施した。また、県及び関係機関との連携のもと、一時保護施設の入所支援を10件実施した。

(コード:2、4)

### 重点課題3 「加害者対策」

被害者の保護命令申立てが円滑に実施できるよう、保護命令申立ての書類作成支援、同行支援等を行った。また、四日市地域DV防止会議を通じ、警察および裁判所との連携強化を図った。(コード:1)

## (5)事業実施自己評価と今後の方針

別表「四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画における施策進捗状況調査表(基本目標 )」のとおり

四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画における施策進捗状況調査表

「進捗状況」についての担当課による評価  
 A 実施することができた B 概ね実施することができた  
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった  
 平成26年度新規事業(予定)等で、事業実績がない場合は「」。

基本目標 被害者等の保護充実と加害者対策  
 重点課題1 被害者の早期発見(前期重点事項)

コード	推進施策	実施事業	25年度			今後の課題・対策	26年度		26年度までの方針等	担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況		事業計画			
1	関係者の研修と連携体制の充実(医療関係者、警察、消防(救急)、民生委員、児童相談窓口、介護事業者、障害福祉サービス事業者、病院や保健所等の保健関係者、保育園・幼稚園・学校等の保育・教育関係者など)	関係者へのDV被害者対応についての情報提供、研修の実施 子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の充実 ・日常的な見守りによるDV被害の早期発見や情報の共有化	子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議を用いて、情報提供・研修を実施する	・DV防止講演会開催 1回 参加者数 34名 ・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議 12回開催(委員会2回、推進委員会2回、部会8回)	A	・関係者が参加しやすい日時、場所を再考し、参加者の拡大を図る	子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議を用いて、情報提供・研修を実施する	子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議を活用し、情報の共有化を図るとともに、関係者への研修を実施していく	男女共同参画課	
			相談内容に応じた、関係機関との連携を図る	・婦人相談にかかる研修への参加 ・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の開催 12回(委員会2回、推進委員会2回、部会8回)	A	・婦人相談にかかる研修へ参加し力量の向上に努めるとともに、関係機関との連携をより強化する	婦人相談員にかかる研修への参加 四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の開催	相談内容に応じた関係機関と連携を図っていく	こども保健福祉課	
			園にて、園児あるいはその保護者に対して、日常的な見守りを実施していくとともに、緊急時に備え、各園との連携を行っていく	・園にて、園児あるいはその保護者に対して、日常的な見守りを実施していくとともに、緊急時に備え、各園との連携を図った	A	・DV被害の早期発見に努めるため、継続して各園との情報交換を図りながら連携を強化していく必要がある	・引き続き、各園との情報交換を図りながら連携を強化し、DV被害の早期発見に努めていく	各園との情報交換を図りながら連携を強化し、DV被害の早期発見に努めていく	保育幼稚園課	
			子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議に参加し、虐待及びDVの未然防止のための啓発について参画する	・子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議に参加し、虐待及びDVの相談時に関係機関への案内をスムーズに行うことができた	A	・引き続きネットワーク会議に参加し、啓発について理解を深める	・子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議に参加し、虐待及びDVの未然防止のための啓発について参画する	子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議へ参加する	こども未来課(青少年育成室)	
			民生委員・児童委員や医療関係者等から相談が入った場合には関係機関へつなぐ等、関係機関との連携を図り対応する	・研修会等を通して、関係機関との連携体制づくりを図り、スムーズな相談につながるよう努めた	B	・今後とも、連携体制づくりに努める	・引き続き関係機関との連携体制づくりに努める	関係機関との連携による迅速な支援を目指す	健康福祉課	
			障害者虐待対応マニュアルの作成、ネットワークの構築を図る	障害者虐待対応について、マニュアルの作成、関係機関とのネットワークの構築を進めた	A	・引き続き、障害者虐待対応についてマニュアルの作成、関係機関とのネットワークの構築を進める	関係機関との情報共有を図り、迅速な支援ができるよう連携体制の充実を図る	関係機関との情報共有を図り、連携体制の充実を図る	障害福祉課	
			各分野の関係機関で構成する「四日市市高齢者みまもりネットワーク会議」を開催し、情報共有や研修を実施して連携体制を強化した	・各分野の関係機関で構成する「四日市市高齢者みまもりネットワーク会議」を開催し、情報共有や研修を実施して連携体制を強化した ・ライフライン(水道・電気・ガス等)事業者など見守り協定を締結し、虐待などの異常を早期に発見できる体制を整備し、DV被害が疑われる場合は、関係機関への情報提供を行う	A	・さらにみまもり業者等を増やすべく、協力可能な業者との交渉を進める	・各分野の関係機関で構成する「四日市市高齢者みまもりネットワーク会議」定例会において、情報共有及び研修を実施し、今後の対応策の検討などを行う。 ・ライフライン(水道・電気・ガス等)事業者、配送事業者など見守り協定の締結や研修等を通じて関係強化を図り、DV・虐待などの異常を早期に発見できる体制を整備する	各分野の関係機関で構成する「四日市市高齢者みまもりネットワーク会議」を開催し、情報共有や研修を実施して連携体制を強化する ライフライン事業者との協定締結を順次増やし、早期発見の見守り体制の整備に努める	介護・高齢福祉課	
			保護者への定期的な家庭訪問を行い状況把握を行う	・各ケースワーカー及びSVにより実施。	A	・引き続き各ケースワーカー等の訪問等による見守りを行い、必要に応じて関係機関への情報提供に努める。	保護者への定期的な家庭訪問を行い状況把握を行う ・DV被害を発見したり相談を受けた場合には関係機関への情報提供を行う	保護者への定期的な家庭訪問を行い状況把握を行う ・DV被害を発見したり相談を受けた場合には関係機関への情報提供を行う	保護課	
			相談内容により関係機関と連携を図っていく	・関係機関と連携し対応した	A	・引き続き相談内容に応じて、関係機関との迅速な連携を図っていく	相談内容により関係機関と連携を図っていく	相談内容によって関係機関と連携を図っていく	保健予防課	
			DV被害者対応について、各小中学校の担当者会議において研修を行う 小学校 39/39校 中学校 22/22校	・担当者会議では行えなかったが、月ごとの問題行動報告において学校と連携し、関係機関との連携も図った。	B	・今後も関係機関との連携を大切にする	研修の充実、関係機関との連携を大切にする	研修等の充実により、DV被害者対応についての正しい理解促進を図る	指導課	
			来談者や電話相談者から入る情報に対する対応	・来談者や電話相談者から入る情報に対して、適切に対応した。	A	・来談者や電話相談者から入る情報に対する対応	来談者や電話相談者から入る情報に対する対応	引き続き、適切な対応を行う	教育支援課	
			保育園・幼稚園・小学校・中学校との連携を図り、子どもの情報を共有しDVの早期発見に努める	・学びの一体化等の話し合いの場などを通して、子どもの情報を共有することができた。	B	・学びの一体化等の研修会の機会は定期的ではなく、迅速な対応が求められる時には保幼小中がお互いに積極的に連絡を取り合い、情報共有し、善後策の協議ができるようにしていく必要がある。	今年度も保育園・幼稚園・小学校・中学校との連携を図り、子どもの情報を共有しDVの早期発見に努める	連携会議を定期的に行い、子どもの情報の共有を図る	人権・同和教育課	
救急活動時における被害者対応や関係機関への通報及び情報提供について、救急隊活動基準に基づき適切に対応する	・救急活動時における対応については、救急隊活動基準に基づき適切に対応した。	A	・引き続き、救急隊活動基準に基づき適切に対応する。	救急活動時における被害者対応や関係機関への通報及び情報提供について、救急隊活動基準に基づき適切に対応する	被害者の早期発見のため、救急隊活動基準に基づき適切に対応する	消防本部				

四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画における施策進捗状況調査表

基本目標 被害者等の保護充実と加害者対策  
重点課題2 緊急時における被害者の安全確保

「進捗状況」についての担当課による評価  
A 実施することができた B 概ね実施することができた  
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった  
平成26年度新規事業(予定)等で、事業実績がない場合は「-」

コード	推進施策	実施事業	25年度			今後の課題・対策	26年度		26年度までの方針等	担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況		事業計画			
1	相談施設の安全管理	・加害者が来館した場合の対応マニュアルの作成 ・警察との連携強化 ・職員体制の充実	・加害者対応マニュアル作成に向けての調査・検討 ・子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議などあらゆる機会を活用し、警察との連携強化を図る ・警察OB嘱託職員との協力体制強化	・内閣府男女共同参画局発行の配偶者暴力加害者対応マニュアルをもとに検証 ・被害者移送時は、警察OB嘱託職員と同行	A	・内閣府男女共同参画局発行の配偶者暴力加害者対応マニュアルをベースに当センターの実情に合わせたマニュアルの検討	・加害者対応マニュアル作成に向けての検討	・加害者対応マニュアルの作成着手 ・あらゆる機会を活用し、警察との連携強化を図る	男女共同参画課	
2	緊急時における一時避難場所の確保	・緊急避難支援事業による一時避難所の提供	・被害者に対し、必要に応じて緊急避難支援事業による一時避難所の提供を行う	・緊急避難支援事業の実施 2件	A	・引き続き緊急避難支援事業を実施し、被害者の安全を確保する	・被害者に対し、必要に応じて緊急避難支援事業による一時避難所の提供を行う	・緊急避難支援事業を引き続き実施し、緊急時における被害者の安全確保を行う	男女共同参画課	
3	被害者に対する心理的ケアの充実	・臨床心理士相談の実施	・女性臨床心理士相談の実施	・女性臨床心理士相談の実施 47件	A	・引き続き、女性臨床心理士による臨床心理相談を実施する	・女性臨床心理士相談の実施	・必要に応じ、相談回数の拡大等の検討を行う	男女共同参画課	
4	関係機関との連携による迅速な支援(一時保護・施設入所など)	・県内関連施設(児童、高齢者、障害者のための施設を含む)及び市福祉事務所・保健所との連携による一時避難施設への入所	・必要に応じて、県及び関係部署との連携により一時保護の実施、及び一時避難施設へ入所支援を行う	・一時保護件数 10件30名	A	・引き続き、必要に応じて県及び関係部署との連携により一時保護の実施、及び一時避難施設へ入所支援を行う	・必要に応じて、県及び関係部署との連携により一時保護の実施、及び一時避難施設へ入所支援を行う	・一時保護施設及び一時避難施設への入所がスムーズに行えるよう、県及び関係部署との連携を強化する	男女共同参画課	
			・児童相談所、女性相談所と連携し、安全を確保できるよう支援する	・暴力を受けた女性や子どもの保護を支援した	A	・児童相談所、女性相談所等と連携し、被害者の安全が確保できるよう支援する	・暴力を受けた女性や子どもの保護を支援する	・関係機関との連携を強化する	子ども保健福祉課	
			・関係機関とのネットワークの構築、連携を図る	・関係機関と連携して、施設での短期入所や入所を支援した	A	・引き続き、関係機関とのネットワークを構築することにより、迅速な支援を目指す	・関係機関との連携を強化し、迅速な支援を目指す	・関係機関との連携による迅速な支援を目指す	障害福祉課	
			・養護老人ホームショートステイ事業、老人福祉法に基づく(入所措置の実施により、一時保護を実施する	・養護老人ホームショートステイ事業、老人福祉法に基づく(入所措置の実施により、一時保護を実施した	A	・受入れ先の拡大、及び連携が必要となる、制度の趣旨を受け入れ先に説明、理解を求めている。	・養護老人ホームショートステイ事業、老人福祉法に基づく(入所措置の実施により、一時保護を実施する。なお、受入れ先確保(拡大)のため、現状を伝えるべく事業所との情報交換会等を通じて協力を呼びかける。	・養護老人ホームショートステイ事業、老人福祉法に基づく(入所措置の実施により、一時保護を実施する	介護・高齢福祉課	
			・関係機関と連携し、一時避難施設入所にあたり生活保護が必要な場合には、生活保護を適用する	・各ケースワーカー及びSVにより実施。	B	・関係各課との情報共有が十分でない場合も見受けられるため、情報共有の徹底が課題と考えられる。	・関係機関と連携し、一時避難施設入所にあたり生活保護が必要な場合には、生活保護を適用する	・関係機関と連携し、一時避難施設入所にあたり生活保護が必要な場合には、生活保護を適用する	保護課	
			・関係機関と連携して、対応していく	・関係機関と連携し対応した	A	・引き続き相談内容に応じて、関係機関との迅速な連携を図っていく	・相談内容により関係機関と連携を図っていく	・関係機関と連携して、対応していく	保健予防課	

四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画における施策進捗状況調査表

基本目標 被害者等の保護充実と加害者対策  
 重点課題3 加害者対策

「進捗状況」についての担当課による評価  
 A 実施することができた B 概ね実施することができた  
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった  
 平成26年度新規事業(予定)等で、事業実績がない場合は「-」。

コード	推進施策	実施事業	25年度			今後の課題・対策	26年度		26年度までの方針等	担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況		事業計画			
1	保護命令申立ての円滑実施	警察及び裁判所との連携強化 同行支援、代理申請等の実施	警察及び裁判所との連携強化を図る 必要に応じて、加害者との接触を防ぐため、婦人相談員による同行支援、代理申請等を行う	四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議 12回開催(委員会議2回、推進委員会2回、部会6回) 四日市地域DV防止会議出席 保護命令申立て件数 3件	A	警察、裁判所と連携を図りつつ、必要に応じて、保護命令の書類作成支援、同行支援、代理申請を行う	警察及び裁判所との連携強化を図る 必要に応じて、加害者との接触を防ぐため、婦人相談員による同行支援、代理申請等を行う	あらゆる機会を通じて、警察及び裁判所との連携の強化を図る 婦人相談員による同行支援、代理申請など、加害者との接触を防ぐための支援を実施していく	男女共同参画課	
2	DVの状況に応じた加害者向けプログラムの研究(プログラム開発・研修への要望、情報収集、NPO等実施団体の育成・支援など)	国・県等の情報収集とプログラム開発への要望 NPO等民間団体の実施状況の情報収集と市民への情報提供	国・県等の加害者更生プログラム調査研究状況の把握	加害者更生プログラム調査研究状況の把握	B	県と同様、今後も引き続き国等における加害者更生プログラムの調査・研究状況の把握に努める	国等の加害者更生プログラム調査研究状況の把握	国・県等の情報収集とプログラム開発への要望を行っていく。	男女共同参画課	



## 基本目標 被害者等の生活安定と自立支援

### (1)【目標指標】

項目	平成 23(2011)年度 《基準値・実績値》	平成 25(2013)年度 《実績値》	平成 26(2014)年度 《前期の目標値》
DV相談者のうち継続 相談者の割合	69%	75%	70%

指標の設定について:

被害者は避難後もトラウマを抱えたり、新しい環境への不安も大きく、長期的な支援が必要であり、継続相談を行っている割合を指標として設定した。

### (2)【参考指標】

項目	平成 23(2011)年度 《基準値・実績値》	平成 25(2013)年度 《実績値》
DV被害者のうち住民基本台帳等の閲覧制限を申 請した人数	70人(118人) 12月1日現在	109人(192人) 12月12日現在

( )内はDV被害者の子どもなど同伴する者で閲覧制限の対象となった人数

実績評価:

被害者の所在を加害者の追求から守るために、実施した住民基本台帳等の閲覧制限の人数は109人であった。

住民基本台帳等の閲覧制限のための意見書は、警察署、女性相談所、男女共同参画センター等で交付しているが、平成25年度に当センターが交付した意見書の数は27件であった。

平成25年度に男女共同参画センターにて一時保護したDV被害者の件数は10件であり、そのうちの6件は施設に入所し、現在も相談及び支援を継続して行っている。被害者の避難後、生活の場や生活費の確保から、離婚や保護命令の手続き、転校・転園などの手続きも生じるため、被害者が安定した生活が送れるまでの支援が不可欠になる。今後も引き続き長期に及ぶ支援に努める必要がある。

### (3)重点課題とプラン・施策の方向

#### 重点課題1 「生活安定と自立促進」

DVから避難した後の被害者の生活支援にあたっては、不安と向き合いつつも自信をもって安定的に暮らせるよう、全面的なサポートが必要です。DV被害者が安心して生活できる住宅の確保から、就業に向けた支援、各種手当、医療保険、年金をはじめとする現在及び将来の生計の支えとなる各種の経済的支援策の活用等、より利用しやすい制度の整備に努めます。

#### 重点課題2 「当事者の子どもに対する支援」

子どもを同伴する被害者の自立を図るうえでも重要な課題である子どもの保育・就学等が、安心して行われるよう福祉、教育等関係機関との連携を強化します。また、児童相談所や福祉・保健関係所属、保育園・学校等と連携して、子どもに対する心理的ケアの充実を図ると共に、子どもの養育環境について継続的に見守り、必要に応じた支援を行います。

#### 重点課題3 「情報提供・管理の充実強化と手続きの一元化」

被害者に関する情報が適切に取り扱われ、多数の手続きを円滑に行うことができるような体制づくりに努めます。また、加害者が被害者の所在を追及する可能性もあり、すでに実施している住民基本台帳等の閲覧制限だけでなく、被害者および同伴する子どもの安全確保のための情報管理を適正に行う仕組みの整備に努めます。



#### 重点課題4 「長期に及ぶ継続的な支援」

支援を行うに当たっては、被害者やその子どもに対する途切れのない迅速な支援が当事者の意思を踏まえて行われ、かつ、加害者と距離を置いたかたちで行われていくことが重要です。また、被害者が心身ともに安定した自立生活が送れるよう、特に精神的なサポートが継続的に実施できるような体制づくりに努めます。

#### (4) 主な取り組み状況

##### 重点課題1 「生活安定と自立促進」

一時保護後の生活の場の確保として、施設入所への入居の支援を行った。(6件)

(コード1)

就職セミナーを開催するとともに、求職者資格取得助成金により、就職に有利な資格の取得を支援した。(介護職員初任者11件、フォークリフト1件:女性の利用者)また、母子家庭自立支援教育訓練給付金等事業の実施(24件)及びパソコン講座など就労支援のための講座を開催した。(16回 124件)(コード:2)

心理的な支援として、臨床心理士による相談(47件)や母子自立支援員による相談(1650件)を実施した。(コード:3)

##### 重点課題2 「当事者の子どもに対する支援」

DV避難による転校時の手続き支援として、本来、保護者が手続きを行う転学届、在学証明書、教科書給与証明書などの書類について、状況に応じて転出元校と転出先校との間で手続きをし、DV被害者の負担を軽減した。また、保護者が希望した場合は、学校間ではなく、教育委員会間で手続きを行い、DV被害者の精神的負担を軽減した。(コード:1)

園児に関して、不安定な傾向が見られた場合には、家庭訪問、あるいは、民生委員・児童委員などの地域関係者との情報交換などを行った。また、小中学生に関しては、全校に配置されたスクールカウンセラーが必要に応じてカウンセリングを実施した。(コード:2、3)

##### 重点課題3 「情報提供・管理の充実強化と手続きの一元化」

被害者の負担軽減のため、関係各課とは情報共有シートを用いて情報共有を行う形としていたが、実際には情報共有シートを作成するのに時間を要し、DV対応の際には早急な対応が必要なため、相談員による同行または事前連絡により対応しているのが現状である。今後シートそのものの必要性の検討が必要である。(コード:1)

住民基本台帳事務における支援措置申出書への意見書交付を行った。(27件)

(コード:2)

##### 重点課題4 「長期に及ぶ継続的な支援」

月1回であった夜間電話相談を週1回に拡充し、17件の相談を受けた。またDVの被害を受けている女性は、ありのままの自分を尊重し受け入れることができず、自分の存在価値を認められる意識が低い傾向にあるため、自分自身を見つめ直す機会とすることを目的に、女性の自立支援のため自己尊重講座を開催した。(コード:1)

#### (5) 事業実施自己評価と今後の方針

別表「四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画における施策進捗状況調査表(基本目標 )」のとおり

四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画における施策進捗状況調査表

「進捗状況」についての担当課による評価  
 A 実施することができた B 概ね実施することができた  
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった  
 平成26年度新規事業(予定)等で、事業実績がない場合は「-」。

基本目標 被害者等の生活安定と自立支援  
 重点課題1 生活安定と自立促進

コード	推進施策	実施事業	25年度			今後の課題・対策	26年度		26年度までの方針等	担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況		事業計画			
1	生活の場の確保	・施設入所支援 ・加害者から身を守るため、他管内への避難支援 ・民間アパートへ入居支援 ・DV被害者の市営住宅への優先入居 ・母子家庭・父子家庭に対する市営住宅定期募集抽選時の優先抽選	・施設入所、民間アパートへの入居、市外・県外への避難支援を行う	・一時保護後の避難支援 8件	A	引き続き、一時保護後の生活の場を確保するための支援を行う	・施設入所、民間アパートへの入居、市外・県外への避難支援を行う	・施設入所、民間アパートへの入居支援等、生活の場を確保するための支援を行うために、他の関係機関との連携を強化する	男女共同参画課	
			・暴力を受けた女性の施設入所(母子生活支援施設)など、自立に向けた支援を行う	・暴力を受けた女性の施設入所(母子生活支援施設)など、自立に向けた支援を行った	A	・男女共同参画センター等と連携して被害者の保護、自立支援を行う	・暴力を受けた女性の施設入所(母子生活支援施設)など、自立に向けた支援を行う	・男女共同参画センター等と連携して被害者の保護、自立支援を行う	子ども保健福祉課	
			・養護老人ホームや特別養護老人ホームへの入所措置の実施により、生活の場を確保する	・養護老人ホームや特別養護老人ホームへの入所措置の実施により、生活の場を確保した	A	・入所後の生活面でのフォローが重要となる。施設側と連携して入所者が不安なく暮らせるよう努める。	・養護老人ホームや特別養護老人ホームへの入所措置の実施により、生活の場を確保する。受入れ委先確保(拡大)のため、事業所との情報交換会等を実施する。	・養護老人ホームや特別養護老人ホームへの入所措置の実施により、生活の場を確保する	介護・高齢福祉課	
			・関係機関との連携により施設等への入所を支援する	・関係機関と連携して、ケース会議を行い、施設での短期入所や入所を支援した	A	・引き続き、関係機関との連携を強化していく必要がある	・関係機関との連携により、必要に応じて、施設等の生活の場を支援していく	・生活の安定、自立に向けての支援を行う	障害福祉課	
			・男女共同参画課や家庭児童相談室と連携し、他管内への民間アパート入居が必要な場合には転居費用を扶助する	・各ケースワーカー及びSVにより実施。	B	・関係各課との情報共有が十分でない場合も見受けられるため、情報共有の徹底が課題と考えられる。	・男女共同参画課や家庭児童相談室と連携し、他管内への民間アパート入居が必要な場合には転居費用を扶助する	・男女共同参画課や家庭児童相談室と連携し、他管内への民間アパート入居が必要な場合には転居費用を扶助する	保護課	
			・DV被害者に対して、男女共同参画課や福祉部門と連携しながら、火災・災害などの緊急対応用としてストックしている住宅の供給を行う	・DV被害者に対して、男女共同参画課や福祉部門と連携しながら、空家としてストックしている住宅の供給を行う。	B	・空家のストック量の適正	・DV被害者に対して、男女共同参画課や福祉部門と連携しながら、空家としてストックしている住宅の供給を行う。	・DV被害者に対して、男女共同参画課や福祉部門と連携しながら、火災・災害などの緊急対応用としてストックしている住宅の供給を行う	市営住宅課	
2	就労支援の充実	・ハローワーク等との連携強化と就職支援 ・母子家庭自立支援教育訓練給付金等事業、パソコン講座など就労支援のための講座	・就職セミナーを開催するとともに、求職者資格取得助成金により、就職に有利な資格の取得を支援する ・また資格取得助成金において、より就職に有利な資格の助成ができないか検討する	・就職セミナーを開催するとともに、求職者資格取得助成金により、就職に有利な資格の取得を支援した。 (介護職員初任者11件、フォークリフト1件:女性の利用者)	B	・引き続きセミナーおよび求職者資格取得助成金を実施するとともに、より就職に有利な資格の助成ができないか検討する	・引き続きセミナーおよび求職者資格取得助成金を実施するとともに、より就職に有利な資格の助成ができないか検討する	・就職セミナーを開催するとともに、求職者資格取得助成金により、就職に有利な資格の取得を支援する ・また資格取得助成金において、より就職に有利な資格の助成ができないか検討する	商業勤務課	
			・必要に応じ、ハローワーク(マザーズコーナー)等への同行支援を行う	・ハローワーク及びマザーズコーナーへ同行	A	ハローワーク、マザーズコーナー、保護課など関係機関と連携し、自立に向けた就労支援を行う 最終学歴によっては、就職が難しいため、資格取得や職業訓練などの情報提供も行う	・必要に応じ、ハローワーク(マザーズコーナー)等への同行支援を行う ・資格取得や職業訓練などの情報提供も行う	・ハローワーク(マザーズコーナー)等との連携強化を図り、自立に向けた就労支援を行う	男女共同参画課	
			・母子家庭自立支援教育訓練給付金等事業、パソコン講座など就労支援のための講座を実施する	・母子家庭自立支援教育訓練給付金等事業の実施 24件 ・パソコン講座など就労支援のための講座の開催 16回 124件	A	・経済状況の悪化を原因とした経済的支援を必要とする母子家庭が増加する中、資格取得や技能の習熟を促進するため、ホームページ等を活用してPRし、利用者の掘り起こしを行う	・母子家庭自立支援教育訓練給付金等事業の実施 ・パソコン講座など就労支援のための講座の開催	・母子家庭自立支援教育訓練給付金等事業、パソコン講座など就労支援のための講座を継続して実施する	子ども保健福祉課	
			・国の「生活保護受給者等就労自立促進事業」に基づき、ハローワーク等の関係各機関との連携を強化していく	・各ケースワーカー及びSVにより実施。	B	・ハローワークとの連携・特に情報共有について不十分な点が見受けられる。生活保護受給者の自立促進に関し、ハローワークとの密な連携が今後の課題である。	・国の「生活保護受給者等就労自立促進事業」に基づき、ハローワーク等の関係各機関との連携を強化していく ・市役所3階にハローワークの機械を2台設置。ハローワーク職員にも常駐いただき、保護受給者の求職活動に関して、ハローワークと一体となった支援を行う。	・国の「生活保護受給者等就労自立促進事業」に基づき、ハローワーク等の関係各機関との連携を強化していく	保護課	
3	心理的支援の充実	・相談員による継続的な支援の実施 ・臨床心理士相談の実施 ・心理的支援を実施するNPO及び自助グループに対する支援	・婦人相談員による継続的な相談・支援の実施 ・臨床心理士相談の実施 ・心理的支援を実施するNPO及び自助グループの設立に向けた働きかけを行う	・女性のための相談件数 3,582件 ・臨床心理士相談の実施 47件	A	・婦人相談員と臨床心理士とが連携し、また臨床心理士が婦人相談員のバックアップを図りながら、被害者への支援を行う	・婦人相談員による継続的な相談・支援の実施 ・臨床心理士相談の実施	・婦人相談員、臨床心理士による継続的な支援を行う	男女共同参画課	
			・母子自立支援員による相談を実施する	・母子相談 相談件数 1,650件	A	・経済状況の急変や働き方の多様化など、社会の変化とあいまって、複雑な相談に対応できるスーパービジョンの実施が今後の課題である	・母子自立支援員による相談を実施する	・母子自立支援員による相談を充実する	子ども保健福祉課	

四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画における施策進捗状況調査表

基本目標 被害者等の生活安定と自立支援  
重点課題1 生活安定と自立促進

「進捗状況」についての担当課による評価  
A 実施することができた B 概ね実施することができた  
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった  
平成26年度新規事業(予定)等で、事業実績がない場合は「-」。

コード	推進施策	実施事業	25年度			今後の課題・対策	26年度		26年度までの方針等	担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況		事業計画			
4	その他、自立生活に向けた必要な情報の収集と提供	・ひとり親・寡婦家庭のしおりの作成、配布(児童扶養手当、一人親家庭等医療費助成、母子寡婦福祉資金等) ・福祉、医療、教育、経済等自立生活に必要な情報を収集し、ホームページ等を活用し分かりやすく提供する	・ひとり親・寡婦家庭のしおりを作成する ・福祉、医療、教育、経済等の新しい情報を、ホームページ等で随時更新する	・ひとり親・寡婦家庭のしおり作成 H25年度:3,000部	A	・広報やホームページ等で情報の啓発を行う	・ひとり親・寡婦家庭のしおりを作成する ・福祉、医療、教育、経済等の新しい情報を、ホームページ等で随時更新する	・ひとり親・寡婦家庭のしおりで必要な情報を提供する ・福祉、医療、教育、経済等の情報を、ホームページ等で提供する	子ども保健福祉課	
			・保護世帯の家庭訪問時に家庭状況等を聞き取り、自立生活に必要な情報提供や助言を行う	・各ケースワーカー及びSVにより実施。	B	・引き続き各ケースワーカーにより情報提供や助言を行う	・保護世帯の家庭訪問時に家庭状況等を聞き取り、自立生活に必要な情報提供や助言を行う	・保護世帯の家庭訪問時に家庭状況等を聞き取り、自立生活に必要な情報提供や助言を行う	保護課	
			・「高齢者施策のあらし」を発刊、一般市民や福祉・医療関係者等に広く配布する ・これにより総合相談窓口である在宅介護支援センターや地域包括支援センターを周知するほか、介護保険サービス・高齢福祉サービスの情報を提供する	・「高齢者施策のあらし」を発刊、一般市民や福祉・医療関係者等に広く配布した ・これにより総合相談窓口である在宅介護支援センターや地域包括支援センターを周知するほか、介護保険サービス・高齢福祉サービスの情報を提供した	A	・効果的にパンフレット配布ができるよう、説明会等の機会を拡大する必要がある。これについては民生委員や自治会をはじめとする各種地域団体に働きかけ、各種団体の会議や出前講座を活用し、周知の機会を増やすこととした。	・「高齢者施策のあらし」を発刊、一般市民や福祉・医療関係者等に広く配布する ・これにより総合相談窓口である在宅介護支援センターや地域包括支援センターを周知するほか、介護保険サービス・高齢福祉サービスの情報を提供する。 ・また在宅介護支援センター及び地域包括支援センターの運営協議会等の場を活用し、地域住民等関係機関への周知に努める。	・「高齢者施策のあらし」を発刊、一般市民や福祉・医療関係者等に広く配布する ・これにより総合相談窓口である在宅介護支援センターや地域包括支援センターを周知するほか、介護保険サービス・高齢福祉サービスの情報を提供する	介護・高齢福祉課	
			・国保のしおりやホームページなどで、経済的に困窮する世帯についての健康保険料・年金保険料の納付相談の紹介や、高額医療費などの保険給付についての案内を掲載する	・保険証の更新の際同封するしおりやホームページで経済的に困窮する世帯についての健康保険料・年金保険料の納付相談の紹介や、高額医療費などの保険給付についての案内を行った。	A	・継続して周知していく	・国保のしおりやホームページなどで、経済的に困窮する世帯についての健康保険料・年金保険料の納付相談の紹介や、高額医療費などの保険給付についての案内を掲載する	・国保のしおりやホームページなどで、経済的に困窮する世帯についての健康保険料・年金保険料の納付相談の紹介や、高額医療費などの保険給付についての案内を掲載する	保険年金課	
			・市営住宅の入居条件や入居手続きについて、ホームページ等を活用して情報提供を行っている	・市営住宅の入居条件や入居手続きについて、ホームページ等を活用して情報提供を行っている	B	・継続して周知していく	・市営住宅の入居条件や入居手続きについて、ホームページ等を活用して情報提供を行っている	・市営住宅の入居条件や入居手続きについて、ホームページ等を活用して情報提供を行っている	市営住宅課	
			・経済的理由で修学が困難な人を対象に学資の貸与をするため、市内の中学校、高校に対して制度の周知をはかる ・「広く市民に対するの周知のため「広報よっかいち」や「ひとり親・寡婦 家庭のしおり」に記事を掲載する	・中学校長会において案内したほか、市内各高校に募集要項等を送付し制度の周知を図った ・「広報よっかいち」や「ひとり親・寡婦 家庭のしおり」に記事を掲載した	A	・引き続き、制度の周知に努める。	・経済的理由で修学が困難な人を対象に学資の貸与をするため、市内の中学校、高校に対して制度の周知をはかる ・「広く市民に対するの周知のため「広報よっかいち」や「ひとり親・寡婦 家庭のしおり」に記事を掲載する	・関係機関との連携をはかり、また情報提供の方法についても工夫し、市民に必要な情報提供を適切に実施する	教育総務課	
			・ひとり親・寡婦家庭のしおりの配布 ・自立生活に必要な情報を収集し、随時提供する	・自立生活に必要な情報提供 ・必要に応じて、手当等申請に必要な書類を代理申請	A	・ひとり親家庭等になる被害者に、家庭児童相談室と連携し、情報提供及び手続き支援を行う	・ひとり親・寡婦家庭のしおりの配布 ・自立生活に必要な情報を収集し、随時提供及び必要に応じて手続き支援を行う	・関係機関、他部署の最新情報を収集し、タイムリーに提供していく	男女共同参画課	

四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画における施策進捗状況調査表

基本目標 被害者等の生活安定と自立支援  
重点課題2 当事者の子どもに対する支援

「進捗状況」についての担当課による評価  
A 実施することができた B 概ね実施することができた  
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった  
平成26年度新規事業(予定)等で、事業実績がない場合は「-」。

コード	推進施策	実施事業	25年度			今後の課題・対策	26年度		26年度までの方針等	担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況		事業計画			
1	保育・就学等の支援	・DV避難による転園、転校時の手続き支援	・相談内容に応じた関係機関との連絡、調整を実施する。	・相談内容に応じて、関係機関との連携、調整を行った	A	・関係機関との情報の共有	・相談内容に応じた関係機関との連絡、連携を図る	・相談内容に応じた関係機関との連携を図っていく。	こども保健福祉課	
			・園児に対して、DV避難による転園が生じた場合には、迅速な手続き支援を行っている	・DV避難による転園の必要性が生じたケースがあったので、迅速な手続き支援を行った	A	・園児に対して、DV避難による転園の必要性が生じた場合には、迅速な手続き支援を引き続き行っていく	・園児に対して、DV避難による転園の必要性が生じた場合には、迅速な手続き支援を行っていく	・DV避難による転園の手続き支援を行うなど、子どもの保育が安心して行われるようにする	保育幼稚園課	
			・DV避難による転校時の手続き支援について、各小中学校の担当者会議において研修を行う 小学校 39/39校 中学校 22/22校	・担当者会議では行えなかったが、必要な場合に手続き支援を行った。	B	・必要に応じて手続き支援を行う	DV避難による転校等の事象が生じた場合に、手続き支援を行う	・研修等の充実により、DV避難による転校時の手続き支援についての正しい理解促進を図る	指導課	
			・本来、保護者が手続きを行う転学届、在学証明書、教科書給与証明書などの書類は、状況に応じて転出元校と転出先校との間で手続きをし、DV被害者の負担を軽減する	・本来、保護者が手続きを行う転学届、在学証明書、教科書給与証明書などの書類は、状況に応じて転出元校と転出先校との間で手続きをし、DV被害者の負担を軽減する。また、保護者が希望した場合は、学校間ではなく、教委間で手続きを行い、DV被害者の精神的負担を軽減した。	A	・DV被害者の意思確認が不十分なため、迅速な転校手続きが出来ない場合がある。 ・今後は、十分に意思確認を行い、充実した就学支援を図る。	・本来、保護者が手続きを行う転学届、在学証明書、教科書給与証明書などの書類は、状況に応じて転出元校と転出先校との間で手続きをし、DV被害者の負担を軽減する	・25年度の事業を継続して手続きを行う	学校教育課	
2	継続的な心理的ケアの充実	・保健師等による自宅訪問の実施(乳幼児のいる世帯) ・児童相談所、こども保健福祉課、保護課、保育園、幼稚園、学校、民生委員・児童委員などの地域関係者等における情報の共有化 ・学校カウンセラー等専門家による継続的なカウンセリングの実施	・相談内容に応じた関係機関との連絡、調整を実施する	・相談内容に応じて、関係機関との連携、調整を行った	A	・関係機関との情報の共有	・相談内容に応じた関係機関との連絡、連携を図る	・相談内容に応じた関係機関との連携を図っていく	こども保健福祉課	
			・園児に関して、不安定な傾向が見られた場合には、家庭訪問、あるいは、民生委員・児童委員などの地域関係者との情報交換などを行う	・園児に関して、不安定な傾向が見られた場合には、家庭訪問、あるいは、民生委員・児童委員などの地域関係者との情報交換などを行った	A	・園児に関して、不安定な傾向が見られた場合には、家庭訪問、あるいは、民生委員・児童委員などの地域関係者との情報交換などを継続して行う	・園児に関して、不安定な傾向が見られた場合には、家庭訪問、あるいは、民生委員・児童委員などの地域関係者との情報交換などを行う	・子どもに対する心理的ケアの充実を図っていく	保育幼稚園課	
			・保護世帯に定期的な家庭訪問を行い、生活状況を聞き取り、助言や指導を行う ・必要であれば関係機関等に情報提供を行い情報の共有を図る	・各ケースワーカーの定期訪問により実施、共有を図る	B	・関係各課との情報共有が十分でない場合も見受けられるため、情報共有の徹底が課題と考えられる。	・保護世帯に定期的な家庭訪問を行い、生活状況を聞き取り、助言や指導を行う ・必要であれば関係機関等に情報提供を行い情報の共有を図る	・保護世帯に定期的な家庭訪問を行い、生活状況を聞き取り、助言や指導を行う ・必要であれば関係機関等に情報提供を行い情報の共有を図る	保護課	
			・学校と関係機関や地域関係者等が情報の共有化を行うとともに、必要に応じてスクールカウンセラーによるカウンセリングの実施する 小学校 39/39校 中学校 22/22校	・全校に配置されたカウンセラーが必要に応じてカウンセリングを実施した	A	・家庭訪問も含めたカウンセリングの実施 関係機関との情報の共有化	・学校と関係機関や地域関係者等が情報の共有化を行うとともに、必要に応じてスクールカウンセラーによるカウンセリングを実施する	・学校と関係機関や地域関係者等が連携して、DV被害者の継続的な心理的ケアの充実を図る	指導課	
	・来所児童・生徒への、臨床心理士によるカウンセリングやセラピーの実施	・来所児童・生徒への臨床心理士によるカウンセリングやセラピーを実施した。	A	・来所児童・生徒への、臨床心理士によるカウンセリングやセラピーの実施	・来所児童・生徒への、臨床心理士によるカウンセリングやセラピーの実施	・引き続き、臨床心理士による適切な対応を行う	教育支援課			

四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画における施策進捗状況調査表

基本目標 被害者等の生活安定と自立支援  
重点課題2 当事者の子どもに対する支援

「進捗状況」についての担当課による評価  
A 実施することができた B 概ね実施することができた  
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった  
平成26年度新規事業(予定)等で、事業実績がない場合は「-」。

コード	推進施策	実施事業	25年度			今後の課題・対策	26年度		26年度までの方針等	担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況		事業計画			
3	養育についての継続的な支援	・保健師等による自宅訪問の実施(乳幼児のいる世帯) ・児童相談所、こども保健福祉課、保護課、保育園、幼稚園、学校、民生委員・児童委員などの地域関係者等における子どもの状況把握と情報の共有化 ・必要に応じた子どもの保護(入所措置)の実施	・相談内容に応じた関係機関との連絡、調整を実施する	・相談内容に応じて、関係機関との連携、調整を行った	A	・関係機関との情報の共有	・相談内容に応じた関係機関との連絡、連携を図る	・相談内容に応じた関係機関との連携を図っていく	こども保健福祉課	
			・園児に関して、不安定な傾向が見られた場合には、家庭訪問、あるいは、民生委員・児童委員などの地域関係者との情報交換などを行う	・園児に関して、不安定な傾向が見られた場合には、家庭訪問、あるいは、民生委員・児童委員などの地域関係者との情報交換などを行った	A	・園児に関して、不安定な傾向が見られた場合には、家庭訪問、あるいは、民生委員・児童委員などの地域関係者との情報交換などを行う	・園児に関して、不安定な傾向が見られた場合には、家庭訪問、あるいは、民生委員・児童委員などの地域関係者との情報交換などを行う	・子どもの療育環境について継続的に見守っていく	保育幼稚園課	
			・保護世帯に定期的な家庭訪問を行い、生活状況を聞き取り、助言や指導を行う ・必要であれば関係機関等に情報提供を行い情報の共有を図る	・各ケースワーカーの定期訪問により実施。	B	・関係各課との情報共有が十分でない場合も見受けられるため、情報共有の徹底が課題と考えられる。	・保護世帯に定期的な家庭訪問を行い、生活状況を聞き取り、助言や指導を行う ・必要であれば関係機関等に情報提供を行い情報の共有を図る	・保護世帯に定期的な家庭訪問を行い、生活状況を聞き取り、助言や指導を行う ・必要であれば関係機関等に情報提供を行い情報の共有を図る	保護課	
			・学校と関係機関や地域関係者等が情報の共有化を行うことで、養育についての継続的な支援を行う 小学校 39/39校 中学校 22/22校	・学校と情報を共有し、関係機関と連携しながら支援を行うとともに、状況に応じてケース会議を行い、養育についての支援を行った	A	・今後も情報の共有化を大切にする	・学校と関係機関や地域関係者等が情報の共有化を行うことで養育についての継続的な支援を行う	・学校と関係機関や地域関係者等が連携して、養育についての継続的な支援の充実を図る	指導課	
			・関係機関との連携による情報共有及び対応	・必要に応じて、関係機関と連携し情報共有及び対応を行った。	A	・関係機関との連携による情報共有及び対応	・関係機関との連携による情報共有及び対応	・引き続き、関係機関と連携した情報共有や対応を行う	教育支援課	



四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画における施策進捗状況調査表

基本目標 被害者等の生活安定と自立支援  
重点課題3 情報提供・管理の充実強化と手続きの一元化

「進捗状況」についての担当課による評価  
A 実施することができた B 概ね実施することができた  
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった  
平成26年度新規事業(予定)等で、事業実績がない場合は「-」

コード	推進施策	実施事業	25年度			今後の課題・対策	26年度		26年度までの方針等	担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況		事業計画			
1	被害者の負担を軽減し、迅速に手続きできる体制づくり	情報共有シートの活用(シートの見直しを含む) 手続きの一元化のための連携強化	・情報共有シートの見直しを行う	・情報共有シートの見直しの検討を課内で行った	B	・情報共有シートを作成するのに時間を要するが、DV対応の際には早急な対応が必要のため、現実には相談員による同行または事前連絡により対応している。シートそのものの必要性について、関係部局との検討が必要	・情報共有シートの必要性の検討	・情報共有シートの必要性の検討	男女共同参画課	
			・情報共有シートを活用する	・情報共有シートを活用できなかったが、関係各課と情報共有を行った	B	・情報共有シートの必要性について男女共同参画課等と検討を行う	・情報共有シートの必要性の検討	・情報共有シートの必要性の検討	こども保健福祉課	
			・手続きの一元化などに向けて、関係各課と協議を行っていく	・手続きの一元化などに向けて、関係各課と協議を行った	A	・DV防止について、被害者の負担軽減につなげられるよう関係各課と引き続き協議を行う	・関係各課と連携し、保育に関する手続きが円滑かつ迅速に行うことができるようにする	・保育に関する手続きが円滑に行うことができるようにする	保育幼稚園課	
			・生活保護受給者に対して手続きが必要な際には窓口を案内し、担当課に連絡を行う	・各ケースワーカー及びSVにより実施	B	・引き続き、情報共有シートを活用するとともに、連携強化を進めていく	・生活保護受給者に対して手続きが必要な際には窓口を案内し、担当課に連絡を行う	・生活保護受給者に対して手続きが必要な際には窓口を案内し、担当課に連絡を行う	保護課	
			・情報共有シートの活用による連携強化	・情報共有シートを活用し、連携強化を行った	A	引き続き、情報共有シートを活用するとともに、連携強化を進めていく	・被害者の負担軽減と迅速な手続き対応ができるよう情報共有シートを活用し、関係機関との連携強化を進める	・迅速な手続きに向けた連携強化	障害福祉課	
			・介護・福祉支援者間において共通書式である「生活支援チェックシート」を活用し、情報の共有をスムーズに行う	・介護・福祉支援者間において共通書式である「生活支援チェックシート」を活用し、情報の共有をスムーズに行った	A	・新人の介護福祉職員に対してチェックシートの活用について研修を行う必要がある。 ・これについては随時担当者連絡会等を通じて周知を行っている。	・介護・福祉支援者間において共通書式である「生活支援チェックシート」を活用し、情報の共有をスムーズに行う ・医療・介護ネットワーク会議や介護事業所連絡会等を通じて関係者同士の「横のつながり」の強化に努め、情報共有を柔軟に行えるような体制づくりに努める。	・介護・福祉支援者間において共通書式である「生活支援チェックシート」を活用し、情報の共有をスムーズに行う	介護・高齢福祉課	
			・情報共有シートを活用し、被害者の心理的負担の軽減と窓口滞在時間の短縮を図る	・担当課と連携をとりながら、被害者の心理的負担の軽減と窓口滞在時間の短縮を図った。 ・滞納整理システムの住所表示においてDV該当者については非表示設定するシステム改修を行い被害者の心理的負担の軽減に努めた	A	・今後もできる限り本人への心理的負担の軽減に努める。	・担当課と連携をとりながら、被害者の心理的負担の軽減と窓口滞在時間の短縮を図る。	・情報共有シートを活用し、被害者の心理的負担の軽減と窓口滞在時間の短縮を図る	保険年金課	
			・関係各課との情報共有を図る	・関係各課と連携し、情報共有を行った	A	・引き続き関係各課との情報共有を図る	・関係各課との情報共有を図る	・関係各課で恒常的に情報共有の場を設ける	市民課	
			・家庭児童相談室・男女共同参画課などDV防止関係所属と、情報の共有や手続きの一元化について検討する	・DV防止関係所属と、必要に応じて情報の共有を行った。	B	・DV防止関係所属との情報の共有や手続きの一元化を図るため協議の場を設定し、検討を進める。	・家庭児童相談室・男女共同参画課などDV防止関係所属と、情報の共有や手続きの一元化について検討する	・DV防止関係所属と情報の共有、手続きの一元化に向け協議をしていく	学校教育課	
			・被害者の負担を軽減し、迅速に手続きできる体制づくりについて、各小中学校の担当者会議において研修を行う 小学校 39/39校 中学校 22/22校	・負担を軽減し、迅速に手続きできるような担当者会議を実施することはできなかったが、校長会及び教頭会等の場で理解促進に努めた	B	・被害者の負担軽減、迅速な手続きができる体制づくりへの理解促進	・被害者の負担を軽減できる体制づくりについての正しい理解促進をはかる	・研修等の充実により、被害者の負担を軽減し、迅速に手続きできる体制づくりについての正しい理解促進を図る	指導課	
・男女共同参画課や福祉部門との情報共有や連携を強化する	・男女共同参画課や福祉部門との情報共有や連携を強化する。	B	・現状維持	・男女共同参画課や福祉部門との情報共有や連携を強化する。	・男女共同参画課や福祉部門との情報共有や連携を強化する	市営住宅課				
情報共有シートの活用について職員研修等を行い習熟するとともに、課題や改善案について検討する	・職場研修において情報共有シートの活用方法について周知を図るとともに、DV被害者に関する証明発行や情報照会事務における情報漏洩防止を含む注意点を確認した。	A	・引き続き職場内での研修等を通じて職員の意識づけを継続していく。	・職場内での研修等を通じて職員の意識づけを継続していく。	・職員全員が情報共有シートを活用し、手続きを円滑にできるようにする	市民税課				

四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画における施策進捗状況調査表

基本目標 被害者等の生活安定と自立支援  
重点課題3 情報提供・管理の充実強化と手続きの一元化

「進捗状況」についての担当課による評価  
A 実施することができた B 概ね実施することができた  
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった  
平成26年度新規事業(予定)等で、事業実績がない場合は「-」。

コード	推進施策	実施事業	25年度			今後の課題・対策	26年度		26年度までの方針等	担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況		事業計画			
2	住民基本台帳等の閲覧制限	・住民基本台帳等の閲覧制限の実施 ・手続きの同行支援の実施	・職場研修で職員のスキル及び意識向上を図る	・職場研修を実施	A	・引き続き職場研修等で職員のスキル及び意識向上を図る	・職場研修で職員のスキル及び意識向上を図る	・職員研修等でスキルアップ及び意識付けを行う	市民課	
			・住民基本台帳等の閲覧制限に関する情報提供及び支援を行う ・必要に応じ、市民課への手続きの同行支援を行う	・住民基本台帳事務における支援措置申出書への意見書交付 ・必要に応じ、市民課へ同行	A	・引き続き、被害者の安全確保のため、支援を行っていく	・住民基本台帳等の閲覧制限に関する情報提供及び支援を行う ・必要に応じ、市民課への手続きの同行支援を行う	・住民基本台帳等の閲覧制限を迅速に行えるよう、必要に応じ同行支援を行う等、被害者の安全確保に努めながら支援していく	男女共同参画課	
3	被害者及び同伴する子どもに関する適切な情報管理	・保育園・幼稚園及び学校におけるDV被害者等に関する対応マニュアルの作成	・園にて適切な情報管理を行えるよう、関係各課と協議を行う	・園にて適切な情報管理を行えるよう、関係各課と協議を行った	A	・被害者及び同伴する子どもの生活安定と自立に向けて、適切な情報管理を図っていく	・被害者及び同伴する子どもの生活安定と自立に向けて、適切な情報管理を図っていく	・被害者及び同伴する子どもの生活安定と自立に向けて、適切な情報管理を図っていく	保育幼稚園課	
			・DV被害者の同伴する子どもの対応についての校内研修を行う 小学校 39/39校 中学校 22/22校	・校内研修や職員会議の場でDV被害者の同伴する子どもへの対応について全職員による共通理解を図った。	B	・校内研修や様々な機会を設けてDV被害者の同伴する子どもの対応についての正しい理解促進を図る	・校内研修等の充実により、DV被害者の同伴する子どもの対応についての正しい理解促進を図るとともに、情報管理について十分配慮する	・校内研修等の充実により、DV被害者の同伴する子どもの対応についての正しい理解促進を図るとともに情報管理について十分配慮する	指導課	
			・平成21年7月13日付け文部科学省の通知「配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学について(通知)」に基づいて対応するとともに、DV避難のための転校事務には、平成22年度に作成した留意事項を確認し手続きを行う	・DV避難のための転校事務においては、平成22年度に作成した留意事項を確認し、個々のケースに応じた適切な手続きを行った。	A	・学校現場において継続的な情報管理が徹底されていない場合がある。今後は、適切かつ継続的な情報管理を図る。	・平成21年7月13日付け文部科学省の通知「配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学について(通知)」に基づいて対応するとともに、DV避難のための転校事務には、平成22年度に作成した留意事項を確認し手続きを行う	・国の動向や市の方針に歩調を合わせながら、適切に対応していく	学校教育課	
			・被害者対応マニュアルの調査・検討 ・県内統一マニュアルの作成について県へ要望	・県に対し、県内統一した被害者対応マニュアルの作成(主に教育機関用)を要望	A	・被害者が避難する場合、ほとんどが市外へ避難するため、マニュアルは県内統一が望ましいことから、引き続き県へ要望する。	・県内統一マニュアルの作成について県へ要望 ・市独自の被害者対応マニュアル作成の検討	・県等関係機関と連携し、被害者対応マニュアルの作成に着手する	男女共同参画課	

四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画における施策進捗状況調査表

基本目標 被害者等の生活安定と自立支援  
重点課題4 長期に及ぶ継続的な支援

「進捗状況」についての担当課による評価  
A 実施することができた B 概ね実施することができた  
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった  
平成26年度新規事業(予定)等で、事業実績がない場合は「-」。

コード	推進施策	実施事業	25年度			今後の課題・対策	26年度		26年度までの方針等	担当課
			事業計画	事業実績	進捗状況		事業計画			
1	継続的な支援の実施	・女性相談機能の強化(相談対応時間の拡大、専門相談の拡充、被害者支援のための講座等の開催)	・夜間電話相談の拡充 ・自己尊重講座の開催	・夜間電話相談を毎月1回開設 ・女性のための自己尊重講座を実施	A	・女性相談機能の強化として、婦人相談員の資質向上に努める	・弁護士によるサポート体制の構築 臨床心理士によるサポート体制の構築 ・女性のための自己尊重講座の開催	・女性相談機能の強化と被害者の自立に向けた講座を必要に応じて企画・実施する	男女共同参画課	
2	庁内の職務関係者に対する研修と連携の強化	・長期に及ぶ継続的な支援の必要性についての研修・啓発 ・各ネットワーク会議による連携の強化	・子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議等での、研修・啓発の実施	・DV防止講演会開催 1回 参加者数 34名 ・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議 12回開催(委員会2回、推進委員会2回、部会8回)	A	・関係者が参加しやすい日時、場所を再考し、参加者の拡大を図る	・子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議等での、研修・啓発の実施	・子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議等での研修・啓発を実施するとともに、関係所属での職員研修の実施を働きかける	男女共同参画課	
			・関係所属の研修企画などの相談に適宜対応	・階層別研修において、男女共同参画社会への取組について研修を実施	A	・今後も関係所属の研修企画などの相談に適宜対応していく	・階層別研修において、男女共同参画社会への取組について研修を実施	・関係所属が実施する研修などの企画に、講師情報の提供などで参画	職員研修所	
			・人権にかかる相談ネットワーク連絡会を開催し、関係機関との連携強化を図る	・人権にかかる相談ネットワーク連絡会を4回開催した。 ・相談窓口情報の更新や各課窓口の状況について意見交換をおこなった	A	・今後も引き続き連絡会を開催し、積極的な意見交換等、情報を共有し、連携強化を図る	・年4回、人権にかかる相談ネットワーク連絡会を開催予定	・人権にかかる相談ネットワーク連絡会を開催し、関係機関との連携強化を図る	人権センター	
			・相談内容に応じた関係機関との連携を図る	・相談内容に応じて、関係機関との連携、調整を行った	A	・関係機関との情報の共有	・相談内容に応じた関係機関との連絡、連携を図る	・相談内容に応じた関係機関と連携を図っていく	こども保健福祉課	
3	関係機関、専門的支援団体との連携	・子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議における連携強化 ・NPO等被害者支援団体との情報交換、連携	・子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議への参加関係機関との連携強化を図る ・NPO等被害者支援団体との情報交換、連携を図る	・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議 12回開催(委員会2回、推進委員会2回、部会8回)	A	・NPO等被害者支援団体主催の研修会等に積極的に参加し、情報収集、連携を図る	・子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議への参加関係機関との連携強化を図る ・NPO等被害者支援団体との情報交換、連携を図る	・子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議を活用した関係機関との連携強化を図るとともに、NPO等被害者支援団体との連携も強化する	男女共同参画課	



## 2. 審議会による評価

### (1) 総括評価

四日市市においては、平成22年3月に策定された「男女共同参画プランよっかいち」に基づき、DV防止や被害者の保護及び自立支援が行なわれてきていたが、それらの一層の取り組みのために、新たな計画（四日市市配偶者等からの暴力（DV）防止基本計画）を策定し、庁内の関係所属が各種施策に積極的に取り組んでいることは非常に評価できる。今後も関係所属や県や警察など関係機関との連携の上、DV防止や被害者の保護及び自立支援に取り組んでいただきたい。

今年度から「四日市市配偶者等からの暴力（DV）防止基本計画」の進捗状況をまとめ、当審議会の評価を付して公表することになるが、実施主体（市役所担当所属）による評価を見ると、これらの施策が、手薄なところを厚くしようとしているのか、伸びている部分を更に重点を置いて伸ばそうとしているのかがわかりにくい形となっている。今後はこの点も踏まえて評価することが望まれる。

### (2) 基本目標ごとの取り組みに対する評価

#### ・DVを許さない社会づくり

DV防止等のための研修・広報回数が目標を達成し、DVについての啓発や相談機関についての情報提供ができたことで相談件数の増加にもつながり、隠れていた件数が顕在化する結果となったことは評価できるが、被害相談窓口の周知は、加害者からの保護という観点からもデリケートな問題を含むため、方法には工夫を願いたい。

#### ・安心して相談できる体制づくり

スーパービジョン、弁護士アドバイザー契約、臨床心理士アドバイザー契約など、相談者に対するより専門的な支援を行う体制として充実してきていることは評価できるが、相談員の外部研修派遣回数にも見えるように、資質向上を図る研修に十分に参加できる時間が取れないことは、数多くの相談を受ける相談員が精神的にも肉体的にも疲弊していくことにもつながるため、相談員自身が抱え込まない、疲弊しないための体制の充実が望まれる。

#### ・被害者等の保護充実と加害者対策

最近の傾向として、突然の保護依頼による緊急の一時保護が増えているとのことであるが、緊急の時ほど関係機関との連携が重要になると思われる。被害者に対して最善の策がとられるよう、日頃から関係機関と連携をしっかりと行って進めていただきたい。

#### ・被害者等の生活安定と自立支援

目標指標に「DV相談者のうち継続相談者の割合」を置いているが、継続しているという事はまだ自立に至っていないということであり、自立をどの時点ととらえ、どこまで支援するかということになる。DV被害者に対しては長期的な支援が必要であることは推測でき、相当の割合で継続相談を行っていることは評価できるが、これにより新たな被害相談者への対応ができなくなることをないようにしていただきたい。